

## 1. 開催年月日

総務常任委員会 令和7年9月24日（水曜日）

## 2. 議題

### 議案

- 市第104号 高知市総合計画審議会条例の一部を改正する条例議案
- 市第105号 高知市条例の読点の表記を改める条例制定議案
- 市第106号 高知市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案
- 市第107号 高知市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 市第121号 避難所用シェルターテント購入契約締結議案
- 市第168号 地方自治法第244条の4第2項の規定に基づく審査請求に関する諮問議案

## 3. 出席委員

- 神岡 俊輔 委員長
- 猪野 恵 副委員長
- 藤木真由美 委員
- 楠目慎一郎 委員
- 伊藤 弘幸 委員
- 迫 哲郎 委員
- 高橋 裕忠 委員
- 吉永 哲也 委員
- 平田 文彦 委員

## 4. 欠席委員

なし

## 5. 説明のために出席した者

- 山脇 弘道 総務部長
- 市村 有生 総務部副部長
- 中城 純一 消防局長
- 西川 宜孝 消防局消防広域化担当理事消防局担当次長事務取扱
- 岡部 文一 消防局消防署担当次長中央消防署長事務取扱
- 坂田 弘之 消防局消防団担当次長
- 今井 照郎 消防局総合指令担当参事総合指令課長事務取扱
- 林 充 政策企画部長
- 甫喜本博貴 政策企画部副部長
- 山本 晋平 政策企画部副部長DX推進課長事務取扱
- 福留 正充 防災対策部長
- 久松 昌弘 防災対策部副部長
- 明坂 通子 市民協働部長
- 藤原 わか 市民協働部副部長
- 西成 英丈 財務部長
- 大宮 剛夫 財務部副部長

島崎由紀子 財務部税務長  
ほか関係職員

[午前 9 時59分開会]

### 神岡俊輔委員長

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

今議会、当委員会に付託されました議案及び執行部から申出がありました報告事項は、次第書に記載のとおりです。

審査の順序は、お手元に配付の次第書のとおりといたします。

なお、報告事項については1件ずつ説明を受け、質疑を受けたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、議案の説明を総務部に求めます。

### 山脇弘道総務部長

当常任委員会に御審議をいただく総務部所管の条例議案につきましては、まず市第105号高知市条例の読点の表記を改める条例制定議案、市第106号高知市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案、続いて市第107号高知市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案、そしてその他といたしまして、19日に追加提案させていただきました市第168号地方自治法第244条の4第2項の規定に基づく審査請求に関する諮問議案、それから報告2件となっております。

まず、条例議案でございます市第105号から107号まで御説明をさせていただければと思います。それでは、市村副部長から説明させていただきます。

### 市村有生総務部副部長

それでは、お手元に配付しております右肩に令和7年9月議会総務常任委員会資料と書かれたA4、ホチキス留めの資料を御覧いただければと思います。

私のほうからは、本議会に提出しております議案のうち、総務部所管の条例議案3件につきまして、順次御説明させていただきます。

資料1 ページを御覧ください。

まず、市第105号高知市条例の読点の表記を改める条例制定議案につきましては、国の公用文及び社会一般の文書における読点の表記の実態等を踏まえまして、本市の条例に用いられております読点の表記を一括して改めるため、制定するものでございます。

今回の改正は、令和4年1月に国の機関におきまして公用文作成の考え方が周知されまして、国の公用文における読点の表記に、原則として「、」を用いることとされたことを契機に、全国の各自治体におきましても公用文の読点の表記を改める動きが拡大していることと、地方公共団体の基幹業務システムの標準化への移行に伴いまして新たに構築されておりますシステムにおいては、読点の初期仕様といたしまして基本的にこの「、」が用いられていることを踏まえまして実施するものでございます。

本条例は、本年10月1日を施行日として提案しておりますが、施行日時時点で現に公布されている本市の全ての条例を対象に、それぞれの条例の規定中において読点として表記する「、」を「、」に改めることとなります。

なお、今後本市の規則、規程等における読点につきましても、順次、一括して改める改正を行うとともに、高知市公文規程の改正を実施しまして、本市において施行日以後に作成する公文における読点の表記には、原則として「、」を用いてまいります。

資料2 ページ目にお進みください。

続きまして、高知市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴いまして、子育てをしている職員の職業生活と家庭生活の両立を支援するため、対象となる職員に対しまして、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する意向確認等を行うことにつきまして、規定の整備を行うものでございます。

改正の内容につきましては、妊娠、出産等についての申出をした職員に対しまして、1つ目、仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供、2つ目に、仕事と育児との両立支援制度等の利用に係る職員の意向確認のための措置、そして子の心身の状況や職員の家庭状況に起因して、子の誕生日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る職員の意向確認のための措置、最後に、意向確認した事項への配慮を任命権者に義務づけるもので、具体的な措置といたしましては、妊娠障害による休暇や妊産婦の健康診断のための休暇、妊婦の通勤緩和、産前産後休暇などの支援措置があることを情報提供するとともに、対象職員の意向を確認することが義務づけられることとなります。

また、3歳に満たない子を養育する職員に対しましては、仕事と育児との両立支援制度に関する情報提供、そして仕事と育児との両立支援制度等の利用に係る意向確認のための措置、そして3歳に満たない子の心身状況、家庭状況に起因して発生し、また発生されることが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障になる事情の改善に資する事項に係る職員の意向確認のための措置、そして最後に、意向確認をした事項への配慮、こちらのほうが義務づけられるもので、具体的には、育児休業や育児時間、部分休業などの制度の情報提供と対象職員の意向確認が義務づけられるものとなっております。

この改正は、いわゆる子育て世代の職員の働きやすさを向上させるための国の法令改正に伴う条例改正となっております。本年10月1日施行として提案させていただいておりますが、先ほど御説明させていただきました対応につきましては、本市においては既に実施されている事項でございます。

資料3 ページにつきましては、本改正の新旧対照表を掲載しておりますので、御参考いただければと思います。

資料4 ページへお進みください。

高知市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正につきましては、子育てをしている職員の仕事と家庭生活の両立を支援するため、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に基づきまして、部分休業制度の拡充に係る規定の整備を行うものでございます。

部分休業制度は、仕事と家庭生活の両立を図ることを目的に、職員が小学校就学までの子を養育するため、勤務時間の一部について勤務しないことができる制度で、給与については、承認時間に応じて減額となりますが、2歳未満の子を対象とする場合においては、一定の要件を満たせば共済組合から育児時短勤務手当金が支給されるものとなっております。

改正内容につきましては、まず育児中の職員が部分休業を取得する際に、育休法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業または第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業のいずれかを選択することができるように拡充するもので、第1号部分休業は1日につき2時間を超えない範囲内で取得することができるもの、一方、第2号部分休業は1年度につき10日相当の範囲内で取得することができるもので、職員はいずれかを選択できることとなります。

具体的には、資料の下の図を御覧ください。

これまでは、育児を理由とする部分休業は、始業時もしくは終業時間に接続する時間帯で2時間を超えない時間の取得しか認められておりませんでした。今回の改正によりまして、第1号部分休業を選択した場合は、勤務時間中のいつでも2時間を超えない範囲内で取得することができるものとなります。また、第2号部分休業を選択した場合は、1年度の間10日、時間に直しますと合計で77時間30分の休暇を取得できることとなります。

次に、資料5ページを御覧ください。

請求単位と上限につきましては、第1号部分休業では30分単位で上限なし、一方、第2号部分休業につきましては、1時間単位で1年度の間77時間30分が上限となります。

続きまして、(3)の請求パターンを変更できる場合といたしまして、負傷等、当初予測ができなかった事実が発生したことによって、子の養育について著しい支障が生じる場合は、請求パターンの変更が可能となる改正を実施するものでございます。

いずれの改正につきましても、本年10月1日施行予定としております。

なお、会計年度任用職員につきましては、育休法または高知市職員の育児休業等に関する規則の改正によりまして、部分休業に係る取得要件等を改正することとしておりまして、会計年度任用職員で部分休業が取得できる対象の子の範囲を3歳までの子から小学校就学前の子まで拡大するとともに、部分休業が取得できる会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間の要件を1週間の勤務日が3日以上ある職員とし、勤務時間の要件につきましては廃止することにより、部分休業の取得要件の緩和を図ってまいりたいと考えております。

資料の6ページから7ページにつきましては、今回の改正の新旧対照表となっておりますので、御参考いただければと思います。

条例議案に関する説明は以上となります。

#### **神岡俊輔委員長**

ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

#### **迫哲郎委員**

勤務時間、休日及び休暇に関する条例ですけれども、第18条の3で、両立の支障となる事情の改善に資する事項に係るといふ文言になっていますけれども、この支障となる事情ってというのは、何か指針というか、ガイドラインというか、そういう何かをつくるということなのか、この表現でその時々判断していくということなのか、どう考えていますか。

#### **市村有生総務部副部長**

現時点で指針というものは考えておりませんので、実際子育てされる方の状況というのは、各御家庭、各お子さんによって異なるものでございまして、なかなか画一的には難しいというところがございまして、各人、各家庭の状況をお伺いしながら、その中で活用できる制度で

あるだとか、対応というのは個別に対応していきながら、その中で最終的にどういった事案が出てくるかというようなところは、積み上げをしていって、将来的なところとしては、例えばそういったものを方針として示すということはあるかというふうに考えております。

#### **迫哲郎委員**

出発のときに決め切るというのはなかなか難しいかもしれません。ただ、それは支障となる事情であるとか、それは違うよとかいうその判断は所属長がやるのか、それとも人事課でやるのか、そこら辺はどう考えていますか。

#### **市村有生総務部副部長**

まずは、所属でお話しいただいた上で、最終的には各任命権者、人事担当課のほうに御相談いただいてというところで、各課だけでの判断になりますと、なかなか集約とかケースに関する判断というのが難しくなりますので、最終的には人事のほうで賜るというような形になるかと思えます。

#### **伊藤弘幸委員**

育児休業、介護休業等育児又は家族の介護を行う労働者の福祉に関する法律で位置づけされていますけど、この表の中の想定される両立支援制度等には、家族の介護を行う労働者の福祉という部分で想定されるような文言はないんですけど、これも含めてあるということですよ。育児という部分にはすごく光が当たっているんですけど、家族の介護、これは御両親とかも含まれるのではないかと思うんですけど、ここの想定される両立支援制度にはそう思われるものが入っていないけれども、入っているということですか。

#### **山脇弘道総務部長**

今回、法律の改正に伴って本市の条例を改正しなければいけないというところが、育児分野でございまして、3ページを御覧になっていただくと、第16条に介護休暇云々という定めがあって、ここで配偶者も含めて家族の介護に関する休暇制度は決め切っているというところ。また今後、国のほうから家族の介護休暇に関して要件等の緩和であるとか、横に拡充をしていくとかいう改正があれば、それに準じて我々のほうも対応していくという流れになります。

#### **高橋裕忠委員**

これ、休暇を取って育児をしなかった場合はどうなるんですか。

#### **山脇弘道総務部長**

あくまで育児に必要な休暇を取れるという器をこの条例上、ルールで構えていますので、十分に御家族の支援等があって、休暇を取らずに育児が完遂できるという場合には、それはそれで職員の働き方というふうに認識をしています。

#### **猪野恵副委員長**

すみません。今回の改正に当たりまして、これまでからバージョンアップされるようになると思うんですけども、実績としてこれまでどのくらいの職員の方がこの制度を利用されているのか。そしてあともう一点、こういう制度がありますっていうことの周知をきちっとして、利用しやすい状況になっているのか、その辺を聞かせてください。

#### **森尾祐二人事課長**

今の育児に関しての部分休業につきましては、令和7年度の状況からいきますと、部分休業の申請を受けて承認をしていくわけなんですけど、こちらにつきましては9月1日時点で32件実績がございまして。また、育児休業につきましては4月1日時点になりますが、取得者が62件と

いうふうになっております。

今回の制度改正に伴って今後変わる部分につきましては、現状、職員の皆様には、妊娠期から育児をされている職員の皆様に向けた子育ての支援のハンドブックを配っておりますので、こちらの改訂も併せて周知を全庁にしていきたいというふうに考えています。

#### **猪野恵副委員長**

市民サービスの向上につながる点では、本当に職員の方への配慮というのがすごく大事になってくると思うので、本当に皆さんが働きやすい状況に心を一層砕いていただけるようお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

#### **神岡俊輔委員長**

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、続けて追加議案の説明を求めます。

#### **山脇弘道総務部長**

続きまして、市第168号地方自治法第244条の4第2項の規定に基づく審査請求に関する諮問議案について御説明を申し上げます。

説明は、文書法制課長から申し上げます。

#### **吉本忠邦文書法制課長**

それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきます。

資料の9ページを御覧ください。

本議案は、高知声と点字の図書館長が行った図書の貸出しに係る利用登録申請の拒否をする処分について、行政不服審査法に基づき審査庁である高知市長に対して出された審査請求に関するものです。

地方自治法第244条の4第2項には、普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求が出された場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。また、同条第3項には、議会は前項の規定による諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならないと規定されており、今回、対象となる審査請求が提出されましたので、諮問議案としてお諮りするものです。

審査請求の概要としましては、審査請求人が本年1月に高知声と点字の図書館長に対して図書等の館外貸出しに係る利用登録申請を行いました。が、相当な期間が経過しても申請に対する結果通知がなされないことから、高知声と点字の図書館長の不作為に対し、結果通知を求める審査請求が1月20日付でありました後に、審査請求人による1月10日の利用登録申請に対して、1月29日に高知声と点字の図書館長が、申請者が県外在住者であるため利用登録拒否をしたことについて、その処分を取り消し、利用登録を認めるとの裁決を求める審査請求が2月3日付であったものです。

この2件の審査請求は、同一人からの訴えで、内容が関連したものであるため、行政不服審査法第39条の規定に基づき、審理手続を併合して行い、裁決書案を作成しております。

なお、裁決書案は議案の別紙として配付しております。

続きまして、具体的な諮問内容の説明に入ります前に、高知声と点字の図書館（以下、高知点字図書館）の概要について御説明いたします。

資料10ページを御覧ください。

高知点字図書館は、高知市立点字図書館条例を根拠に設置された地方自治法に規定する公の施設であると同時に、身体障害者福祉法に基づく施設です。提供するサービスは、①から③までに記載の図書館資料等の館内閲覧、館外貸出し、また視覚に障害のある方への社会参加を促進する事業として、個人依頼の図書製作などを行っており、②と③のサービスは県内居住の視覚障害者等を対象に実施しております。

次に、審査請求人も利用していますサピエ図書館について御説明いたします。サピエ図書館は、インターネットを通して全国の視覚障害者や点字図書館などの施設をつなぎ、視覚障害者等に対して点字図書データ等を提供するネットワークで、そのネットワークに参加する施設の利用登録者であって、インターネットに接続可能な視覚障害者等が会員登録を行ってサービスを利用できるものです。

資料11ページを御覧ください。

こちらは、サピエ図書館の利用について図にしたものでございまして、サピエ図書館のネットワークには、全国の点字図書館など400を超える施設が参加しています。

続きまして、資料12ページを御覧ください。

審査請求の事案の概要について御説明いたします。

まず、①の審査請求関係人ですが、審査請求人は東京都に在住の方で、視覚により文字を認識することが困難な者であるとの申出でございます。処分庁は、高知声と点字の図書館長、そして審査庁は高知市長となります。

次に、②の審査請求に至るまでの経緯でございますが、本年1月7日に処分庁が審査請求人から高知点字図書館に音訳図書資料の作成を個人依頼したい旨の電子メールを受信した後、1月10日に審査請求人から処分庁に対し、電子メールで利用登録申請があり、同日処分庁から審査請求人に対し、利用登録は県内の住民に限っている旨の返信をしています。その後、1月20日に審査請求人から審査庁に対し、1月10日付、利用登録申請に係る処分庁の不作为について審査請求の提起がありました。そして、1月29日に処分庁から審査請求人に対し、県外在住を理由として1月10日付申請の利用登録をしない旨の通知をしたところ、2月3日に審査請求人から審査庁に対し、1月29日付、利用登録拒否処分に対する審査請求の提起があったものです。

資料13ページを御覧ください。

こちらは、これまでの審理手続経過をまとめたもので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、審査請求人が申請した利用登録について御説明いたします。

資料14ページを御覧ください。

利用登録は、点字図書等の館外貸出しを認めるために必要なもので、利用登録の申請が出されますと、申請者との対面により、障害等で読書が困難であることを確認した上で、利用登録を行います。利用登録を受けた者は、図書等の貸出しに加え、右下に記載する①から④までのサービスも利用可能となり、この中には審査請求人が希望する③の資料製作サービスも入っております。

資料15ページを御覧ください。

こちらは、審査請求人の高知点字図書館の利用登録申請時の状況を図にしたものです。

審査請求人は、サピエ図書館を通じて高知点字図書館の展示図書等の利用は可能な状況でしたが、図の中央に記載の高知点字図書館が利用登録者に提供する個人依頼の図書資料製作サー

ビスの利用ができないため、利用登録申請をしたものでございます。

次に、資料16ページを御覧ください。

ここからは、裁決書案に記載しております審査請求人と処分庁の主張について御説明いたします。

大きな争点としましては、利用登録の処分性、理由付記の不備、利用登録拒否の法的根拠及び実質的理由を欠くことの3点で、資料の左側に審査請求人、右側に処分庁の主張を記載しております。

まず、争点1点目の利用登録の処分性につきましては、審査請求人は、最高裁判所の判例を用いて、処分とは国または公共団体の行為によって直接国民の権利義務を形成することが法律上認められているものをいう、本件利用登録は、規則に規定があり、図書の貸出しは公の施設の利用に含まれるため、処分性を有すると主張しています。これに対して、処分庁は、公の施設の利用は、入館や図書の館内閲覧と捉えており、図書の貸出し、その他のサービスは施設の利用としてではなく、身体障害者福祉法に基づく事業として実施しているもので、処分性を有しないと主張しています。

次に、争点2点目の理由付記の不備につきましては、審査請求人は、本件通知には理由付記の不備があり、どのような根拠、法令に基づいて処分を行ったか不明であると主張しています。これに対して、処分庁は、公の施設の設置目的の趣旨を踏まえ、通知には、県外住民の登録を認めると市民サービスが低下する旨を記載しており、理由付記の不備はないと主張しています。

資料17ページを御覧ください。

争点3点目の利用登録拒否の法的根拠及び実質的理由を欠くことにつきましては、審査請求人は、規則の利用登録の要件である視覚による表現の認識が困難な者に自分は該当している。同規則に県外住民を排除する規定はない。住民でないことを理由とする登録拒否は合理的な理由がない限り許されない。また高知県内住民へのサービス低下を避ける必要性には明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予測される必要がある。審査請求人一人の登録によって図書館のリソースが逼迫することは考えにくく、居住地のみを理由に利用を制限することは、審査請求人の情報アクセス権などを侵害し、許されない。などと主張しています。

これに対して、処分庁は、地方自治法第244条を法的根拠にしている。公の施設の利用は、住民以外に住民と同等の権利が保障されるものではない。他の地方公共団体の施設も設置自治体の区域内に居住する住民を対象にサービスを提供している。また高知点字図書館は運営経費の半分を県が負担しており、県内住民も利用対象に含めているが、録音図書の製作は人的負担が大きく、利用対象を県外まで拡大すると、製作遅延が生じ、県内の視覚障害者の図書情報へのアクセスが損なわれるおそれがある。また、図書貸出し等のサービスは、身体障害者法に基づく事業の実施で、設置者に広範な裁量が認められる。審査請求人はサピエ図書館を通じて当館所蔵図書の利用が可能であり、当館への利用登録の必要性は低い。などと主張しています。

なお、資料に記載はございませんが、処分庁主張の録音図書の製作は人的負担が大きいという点に関し、処分庁は、1冊の録音図書の製作には少なくとも3人のボランティアを要し、製作期間は1冊当たり平均5か月かかるもので、40人ほどのボランティアが年に60冊から70冊ほどの常時貸出用の録音図書を製作する中で個人依頼の図書製作を実施している現状で、現在着手待ちの録音図書が依頼者5人から9冊であり、録音図書の作成依頼は一度に1人1冊に制限をしているという状況も主張しています。

続きまして、資料18ページを御覧ください。

審理関係人の主張や審理手続における検証を踏まえての審査庁の判断です。

まず、1の本件利用登録の処分性につきましては、昭和39年10月29日最高裁判所判決において、行政庁の処分とは、国または公共団体の行為によって直接国民の権利義務を形成することが法律上認められているものと判示していること。高知市立点字図書館条例には、高知点字図書館は身体障害者福祉法に基づき設置された施設と規定していること。国の身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準において、点字図書館における図書等の貸出しは主たる事業として規定していることを踏まえ、法の趣旨として図書等の貸出しは公の施設の利用の範囲に含まれると考えられるため、高知市立点字図書館条例施行規則の利用登録は法における国民の権利を具体化したものとして処分性を有すると判断するものです。

この利用登録の処分性の判断を踏まえ、2の令和7年1月20日付、審査請求につきましては、本年1月29日に処分庁は審査請求人に対し、県外居住者であるため利用登録をしない旨の通知文を送付しており、審査請求人が主張する処分庁の不作为状態は現時点で既に解消していると判断するものです。

資料19ページを御覧ください。

3の令和7年2月3日付、審査請求につきましては、まず利用登録拒否の法的根拠及び実質的理由を欠くことについては、地方自治法の第10条には、住民とは市町村の区域内に住所を有する者が当該市町村とこれを包含する都道府県の住民と定義されており、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有すること。また、第244条には、普通地方公共団体は正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない、また不当な差別的扱いをしてはならないと規定されていること。地方財政実務提要において、普通地方公共団体の自治権の及ぶ範囲はその区域に限定され、住民も自己の属しない地方公共団体の公の施設を当然に使用する権利を有するわけではないと解されていること。平成18年7月14日最高裁判所判決において、住民に準ずる地位にある者による公の施設の利用関係について、合理的な理由なく差別的扱いをすることは、地方自治法第244条第3項の規定に違反するものというべきであると判示していることを踏まえ、審査請求人は、高知市民にも、高知県民にも、またそれに準ずる者にも該当しないため、高知市民が地方自治法上有する権利を当然に有するとは解せない。また、高知点字図書館は、県外住民に入館の制限までは行っておらず、人的、財政的に負担の高い一部のサービスを高知市内、県内住民に限っているが、これは合理的な取扱いの差異に当たり、憲法の規定する平等原則に違反するものではない。また、高知県内住民へのサービス低下を避ける必要性について、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予測される必要があるとの審査請求人の主張については、住民の定義に当てはまらない者にまで、そこまでの法的保護があるとは認められない。また、個人依頼の図書製作サービスは、製作に要する時間や人的な負担が高く、県外住民にまでサービス提供を広げると、県内住民へのサービス低下を招き、県外住民にまで広げる余裕がないと主張する点には一定の理解ができること。そのほか、登録要件に県内住民を対象者を制限する規定はないものの、審査請求人が地方自治法における住民に当たらないことを理由に本件処分をした処分庁の判断は違法とまでは言えず、高知点字図書館が県外住民の利用登録を受け入れる余力もない状況で本件処分をしたことに裁量権の逸脱、濫用はなく、これまで利用登録を拒否してきた他の県外住民との権衡を考えると、不当であるとも言えないと判断するものです。

資料20ページを御覧ください。

次に、理由の付記の不備その他の主張につきましては、処分庁の通知文には、登録しない理由として、申込者が県外居住者であるためとの記載があり、なぜ県内住民に利用登録を限定しているかなども説明しており、理由付記の不備はないと判断するものです。

以上の判断を踏まえ、結論としましては、令和7年1月20日付、審査請求は、これを維持する利益がなく、不適法であるため、行政不服審査法第45条第1項の規定により却下すべきであり、令和7年2月3日付、審査請求には、理由がないから同条第2項の規定により棄却されるべきであると決定するものでございます。

説明は以上でございます。

#### **神岡俊輔委員長**

ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

#### **藤木真由美委員**

数点ありますが、まず初めに、審査庁が指名している審査員の構成を教えてください。

#### **山脇弘道総務部長**

審査庁はあくまで市長でございます。審理手続において審理員を指名しているところでございますが、審理員でよろしいでしょうか。

#### **藤木真由美委員**

審理員の構成を教えてください。

#### **吉本忠邦文書法制課長**

審理員は、総務部副部長でございます。まず、当時の山脇総務部副部長を指名した後、人事異動により市村総務部副部長に代わりましたので、市村副部長が審理員となっております。

#### **藤木真由美委員**

1名だけ。はい、分かりました。

点字図書館は全国で70か所、東京だけでも6か所あると思うんですけども、この審査請求人はなぜ高知声と点字の図書館に登録しようとしたのでしょうか。

#### **山脇弘道総務部長**

審理手続の中でそういったことも御質問させていただきましたけれども、明らかにしていただけてませんでした。

#### **藤木真由美委員**

全然明らかにされなかったということですか。例えば、高知にしかない図書で、館外持ち出し本とかであれば何となく理解はできるんですけども、どういった本かとか、そういうのも分からないですか。

#### **山脇弘道総務部長**

あくまで、今回利用登録拒否処分をしたということに対する審査請求でございまして、その利用登録拒否処分が妥当なのかというところを、いわゆる裁判所に訴えるように、行政不服審査法に基づいて、市役所内に裁判所ができたような形で審議をしていくという流れになりますので、具体的にどういった本なのかとか、そこまでの確認を取る手続ではないということを御理解いただきたいと思います。

#### **藤木真由美委員**

過去に県外の方で高知声と点字の図書館に登録を希望された方は何人いましたか。

**山脇弘道総務部長**

その点については特に主張もなかったもので、明らかにはなってございません。

**藤木真由美委員**

高知声と点字の図書館に県外から登録したいという申込みは、過去に何人ありましたかという質問です。

**山脇弘道総務部長**

そこは、点字図書館のほうに記録が残っているのかどうかということの確認をしないと、審理手続の中でそこは確認をすべき争点にはなっておりませんので、今回の手続の中ではそこは把握してございません。

**迫哲郎委員**

審査請求に関する諮問議案はそもそもあまり多くない議案なので、分かりづらいと思っています。この諮問議案は最終的に、本審査請求を棄却するという裁決の方針まで含めたものが議会に諮問されているということで、先ほど説明があったように、20日以内に議会は意見を述べなければならないということになっていますけれども、この諮問議案が可決された後の議会に必要な手続というものはどういうものになるのか、説明していただけますか。

**山脇弘道総務部長**

今回、地方自治法第244条の4第2項の規定に基づいて、公の施設の利用登録、利用許可処分に関する審査請求が出た場合は、議会に諮問をして意見をいただく。その意見をいただくのは、我々審査庁としてどういう結論を導くのかということを経験の中身に書かせていただいていますけれども、裁決書案も御覧になっていただいて、それが妥当なのかどうかという御意見をいただくという手続になります。

その後は、議会に関連する手続はございませんで、我々は桑名龍吾という審査庁の名前の下に、今回審査請求人に対して、このお配りしている裁決書案を裁決にして御送付をさせていただくという手続になります。

**迫哲郎委員**

ちょっと分かりにくかったですけれども、第244条の4の第3項の規定にある20日以内に意見を述べなければならないということと、この諮問議案そのものに結論まで含めて方針ということで書いてあるので、議会としては、この諮問議案に対する賛否の表し方で、最終的な処分の方針を可とするか、否とするかが、今、諮られているという、そういう理解でよろしいんですか。

**山脇弘道総務部長**

審査庁が審理員手続をして、審理員から意見書をいただいて、裁決書案をつくっています。この裁決の結果が不適當、不適法という御意見を議会のほうから御提出をいただきましたら、そこは言うたらおかしいという意見をいただいているので、当然のことながら、再度検討し直すべき案件になるということでございます。

**迫哲郎委員**

分かりにくいので重ねて聞きますけれども、今回議会が問われているこの賛否というものは、ここに書かれている結論についての方針をこの第244条の4の第3項には議会がという主語で書かれていますけれども、その議会がというのは、まさにこの場所での意見が、20日以内と書

いていますけれども、本日のこの議論が議会の意見になるというふうに考えていいんですか。

#### **山脇弘道総務部長**

諮問議案に対する意見の決定は閉会日に議決をいただいているということになるかと思いますが、今付託をいただいている総務常任委員会で御意見を取りまとめいただいて、それを本会議で諮っていただいて、それが議会としての御意見になるという認識であります。

#### **迫哲郎委員**

ということは、議会としての意見というのは、採決の態度、賛否の態度というものが意見ということになるということですか。

#### **山脇弘道総務部長**

はい、基本的にはそういう考え方ではございますが、皆さんで御審議をいただく内容になるかとは思っています。

#### **迫哲郎委員**

先ほど藤木委員からも質疑があつて、今回の審査請求人が審査請求されているのは2件あつて、利用登録の処分性に対する審査庁の判断は、処分庁の意見とは違いますが、1件目の審査請求について、審査庁はこの審査要求内容はもう既に解消しているという判断、それはそれでいいのではないかという気がします。

問題は利用登録拒否を県外住民ということで判断することが妥当なのかということにあるのではないかなというふうに私自身は思っています。もともと審査請求人はサピエ図書館に音訳図書の依頼をしようと思ったけれども、その音訳図書の依頼をするのは当該の点字図書館の利用者じゃないとできないということで今回の状況になっているのだと思うんです。サピエ図書館というのは、そもそも視覚障害とか弱視とかディスレクシアとか、そういう様々な図書を読むことに障害のある方に対して、全国規模で貸し借りができるということを主な目的としてつくっているところだと思いますので、できるだけ広くやっていくことが大事だというふうに思うんです。その点では、過去に県外住民で高知市の点字図書館に対して利用登録をしようとしたことというのは論点として大事だと思うのですが、審査庁ではそこは論点としなかったという話がありました。そこは審査するに当たって不十分であった点かなというふうにも思います。

ここから質疑ですけれども、処分庁である点字図書館は、決裁書の37ページで、ボランティア要員も含めて人的になかなか厳しい状況にあるということも説明した上で、上から2行目のところで、余力があるのであれば、高知県内の利用登録者に今以上の充足したサービスを提供していきたいし、またそうすべきであると考え。要するに、人的に余裕がないから県内利用者にも十分できていないし、ましてや県外の人にはそのサービスをする状況にないと、そういう判断だと述べているんですけど、条例で県内、県外という区別をしていない状況で、この判断が妥当かどうかということについての審査庁の判断が、その判断をする上で必要な情報がきちっと集められた上での判断だったのかということに多少疑問を感じます。これで十分だろうかというふうに思うんですけれども、そこは十分な審理ができたというふうにお考えでしょうか。

#### **山脇弘道総務部長**

少しお時間をいただきまして御説明さしあげますと、まず高知市の点字図書館に対して利用登録申請をなされて、それを拒否されているというのが審査請求人です。

御質問にありましたサピエ図書館というのは、インターネット上で使えるもので、それは審査請求人も利用資格はお持ちですので、そこは誤解のないようお願いをしたいと思います。

それから、利用登録とは、利用者が希望する本のデジタル版や点訳版の製作依頼に対応できる方を対象としたものです。これまで、点字図書館は県内在住者に限って運用をしておりますので、県外の方で、仮に例えば帰省を頻繁にされているとかいう事情があれば、利用登録されているとは思いますが、点字図書館のお話ですと、そこはあくまでそれぞれ対面でお話をして事情を聞いた上で利用登録決定をしているというふうにお伺いしております。

近隣で申しますと、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛では、県内在住者に限った利用登録の対応でございますので、そういった点も踏まえて、地方自治法のいわゆる住民の定義なども考慮した結果、今回こういう決定を案としてお示ししているというふうにご理解をいただければと思います。

#### **迫哲郎委員**

幾つかの自治体では、利用者登録の対象を明確に県内の方のみにされているということがあるかもしれませんが。ただ、高知県の場合はまだ明確にされているわけじゃないということが1つ。それと、今問われているのは利用登録をするかどうかということですので、今回の審査請求人が利用登録した後に音訳図書の作成を依頼するということが分かっているから、この人の利用登録は駄目ですよといったようなことであつたら、これは公平性の面からいうとおかしな話になりますので、僕は、利用登録自体は今回の審査請求人の意志が活かされてもいいのではないかなという気がするんです。利用登録をした上で、実際に音訳図書を作成する依頼をされたとしても、その依頼に応えられるかどうかというのは別の問題で、利用登録できる条件はあるんじゃないかなと思いますけど、その点についての審査はどんな状況でしたか。

#### **山脇弘道総務部長**

資料15ページを御覧いただけますでしょうか。

公の施設の利用で、館内で閲覧をするとか、点字図書館で見ていただく、図書室の利用、こういったものには利用登録は必要ないというのは大前提です。館外への貸出しと個人依頼による図書資料製作サービス、これに対しては利用登録が必要だということです。

先ほど御質問にありましたように、この利用登録をオーケーとしておいて館外貸出し、サービスの提供はできませんというのは、利用登録を拒否することと全く同じだと思いますので、その手続は取りづらいというふうな認識でございます。

#### **迫哲郎委員**

だから、先ほど藤木委員も言ったように、これまでに県外の住民が高知県の点字図書館の利用登録をされたことがあるかないか。審理の場ではそこが論点にならなかったとおっしゃいましたけれども、今まで県外からの登録もあって、たまたまそういう音訳図書の製作依頼がなかったのかもしれませんが。利用登録ということだけでいうと、過去の状況、利用登録があつたかなかったかぐらいは把握した上で、議会に諮問するのが当然やと思うので、そこが抜かっているというふうには私は思いますけど、いかがですか。

#### **山脇弘道総務部長**

先ほども申しましたが、行政不服審査法に基づく審査請求における手続というのは、いわゆる市役所内に裁判所ができるというような手続になっています。その中で、当然のことながら、審査請求人から審査請求書が出てきて、それに対して審査をしていくという手続になります。

すので、ほかに県外の登録者がいるとかいないとかということではなくて、今回の利用登録申請に対する拒否処分が違法、不当なのかという判断をしているという状況です。

先ほども申しましたが、点字図書館は県内在住者に限った利用登録という運用をしていますので、そこを踏まえた上で審理手続を踏まえて、審理員意見書が出てきて、今回裁決書案をつくっているという結果でございますので、御理解賜りたいと思います。

#### **迫哲郎委員**

では、審査庁では、高知の点字図書館は県外の方の利用登録は過去にも例がないという、そういう前提で審査されたというふうに言っているのですか。

#### **山脇弘道総務部長**

先ほども申しましたように、そこは把握をしておりません。その上で、今回の審査請求人の利用登録申請に対してどういうふうに対応するのが妥当なのか、適法なのかという判断をさせていただいているということです。

#### **迫哲郎委員**

やっぱりそこは、私の意見、思いとしては、抜かっているというふうに思わざるを得ないので、その点は指摘をしておきたいと思います。

#### **高橋裕忠委員**

ということは、逆に、高知市の住民だった方が東京に移住して、こっちに帰ってこないような場合は、利用登録は自動的に何らかの形で抹消しているということでしょうか。

#### **山脇弘道総務部長**

そういったところまで審理手続で把握はしておりません。申し訳ございません。

#### **猪野恵副委員長**

すみません。端的にお伺いします。2点。今回県外の方からの要請であったわけですが、行き違いがあったと、その行き違いになったことの原因は何だったのか、どういうふうにお考えかということが1点と、もう一点は、今後再発防止に向けてどのように対策を取るお考えがあるか、聞かせてください。

#### **山脇弘道総務部長**

私は総務部で、所管が健康福祉部なので、結論的なことは言えません。ただ、審理手続の中で、31施設の点字図書館等にどういう登録限定をしているのか確認しますと、全て市内、県内在住で、条例、規則等に県内の在住の方に限るという明確な規定がございます。そして、高知市の点字図書館はそれを規定していなかったという状況でございます。大前提としては地方自治法というのがございまして、我々が提供する住民サービスというのは、原則的に市域の区域内の住民が対象となっていくというところです。ただ、オーテピアに併設していますので、また、点字図書館は本市以外の県内にございませぬので、県内在住者に限られた運用をずっとしてきたというような事情がございます。提案としましては、規則を改正して、明確にそれを表示するというのが一番ベターな対応ではないかというふうに考えております。

#### **猪野恵副委員長**

その辺しっかり考えていただくことが大事だと思いますので、御検討よろしく願いいたします。

#### **神岡俊輔委員長**

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、続いて報告事項の説明を求めます。

まず、令和7年度事務事業評価結果について説明をお願いします。

#### 山脇弘道総務部長

すみません。お配りした資料の表紙に令和6年度と書いていますが、誤りですので、令和7年度事務事業評価結果についてでございます。

今回は、姉妹・友好都市交流事業につきまして御報告を申し上げます。

報告は総務課長からさせていただきます。

#### 刈谷昇二総務課長

お手元の令和7年度行政評価1次評価結果の冊子に沿って説明させていただきます。

この行政評価ですけれども、実施計画を令和6年度から8年度までとします後期基本計画第2次実施計画の登載事業について評価を実施し、その目標の達成状況、それから必要性、有効性等を評価し、改善見直し等につなげるものでございます。

令和6年度の評価対象事業のうち各部局から1つの事業を選択し、その評価内容について常任委員会で説明することとなっております、今回は総務課の姉妹・友好都市交流事業について御説明をさせていただきます。

それでは、冊子の21ページを御覧ください。

姉妹・友好都市交流事業の令和6年度実績分の令和7年度事務事業評価調書について御説明いたします。

1、事業の位置づけ、2、事業の根拠・性格、3、事業の目的・内容等につきましては、記載されていますように、姉妹友好都市提携の協定書などに基づき、姉妹・友好都市交流を通しまして異文化への理解の促進に向けて取り組んでおります。その具体的な取組の一つとして、それぞれの姉妹・友好都市委員会の活動に対する支援を行っております。

3、事業の目的・内容等の中段にあります評価指標として、A、委員会総会の開催については、年1回の総会を開催し、交流事業の計画、報告を行うこととしています。B、周年事業の実施につきましては、令和6年度にはフレスノ60周年、7年度は蕪湖市40周年、8年度は北見市40周年事業の実施における交流派遣の人数を指標設定しております。

次に、4、事業の実績等ですが、A、委員会総会の開催は毎年5月頃に4つの姉妹・友好都市委員会の総会を開催しております。B、周年事業の実施につきましては、6年度のフレスノ市60周年訪問の指標値20人以上に対しまして21人を派遣し、設定値に達しております。

投入コストの①事業費の決算については、御覧のとおりですが、年度により国内訪問と海外訪問の違いや、予定していなかった相手方の訪問団の受入れなどによりまして決算額が異なってきます。6年度の決算額は523万7,000円であり、主な内容としましては、フレスノ市60周年訪問と令和7年に40周年を迎える蕪湖市との事前協議のための訪問、また予定にはございませんでしたが、蕪湖市の副市長をはじめとします蕪湖市行政訪問団の受入れに係る経費でございます、令和4年度、5年度と比べて大幅に増加しております。

②人役数におきましては、6年度は3.05人役でこの業務に当たっております、内訳としまして正職員0.85人役、会計年度任用職員2.20人役となっております。

次の22ページを御覧ください。

5、評価指標で表せない事業成果、市民満足度、その他課題点等についてですが、先ほど評

価指標で説明いたしました委員会総会の開催や周年事業の交流派遣人数はその設定値に達していることのほかに、会報誌の定期発行を通じた会員への情報発信、周年訪問後においても多様な交流連携につながる機会が創出できておりますので、事業成果は上がっているものと考えております。

今年度は、周年以外の年におきましても、恒常的に友好を深める取組にも力を入れ、より多くの市民等に姉妹友好都市交流に関心を持っていただき、交流の促進に努めてまいります。

次に、6、所属長評価について御説明いたします。

表の左側の事業実施の必要性を御覧ください。

①施策体系等の位置づけでは、本事業は総合計画に位置づけられている事業であり、A評価としております。

②市民ニーズの傾向では、市民訪問団の募集は広く周知しているものの、近年は海外渡航経費の高騰のためか、参加人数は横ばいであるため、B評価としております。

事業内容の有効性の③成果の達成状況では、広く市民に周知し、公募方式により派遣人数を達成できているため、A評価としております。

④事業内容では、交流内容は Fresno 市や Fresno 市の委員会とも調整しながら交流内容を企画するなど、友好的な派遣事業を実施しましたので、A評価としております。

事業実施の効率性の⑤事業実施手法では、本市の姉妹都市委員会と連携しながら交流内容を決定し、事業実施しているため、現状が望ましいとするB評価としています。

⑥事業統合、連携、コスト削減では、Fresno 姉妹都市委員会は、姉妹都市交流を目的に設置された団体であり、本市も含めました関係団体や個人等で構成されており、本市が事務局を努め、運営を行っているため、おおむね効率的にできているとするB評価としています。事務局としましても、引き続き経費節減や新たな会員の確保にも努めながら、さらなる交流に向けた取組の検討を進めてまいります。

事業実施の公平性の⑦受益者の偏りでは、当委員会の活動は総会などの委員会事業に加えまして、市民訪問団の派遣や相手方訪問団の受入れ、また文化、教育、スポーツ、観光などの様々な分野におけます市民、事業者の交流活動にも関わっていることから、おおむね保たれているとするB評価としております。

⑧受益者負担の適正化では、当委員会の会計は事業者や個人の会費と市補助金から構成されておりまして、活動事業費の半額以上は会費収入を充て、残りの事業費に対しては予算の範囲内で補助金を交付しております。このように、受益者負担の割合や補助金の交付は妥当と考え、おおむね適正な負担割合であるとするB評価としております。

以上、所属長評価におきましては、総合点15点とし、改善を検討し、事業継続とするB評価といたしました。

最後に、7、部局長評価におきましては、今後も姉妹・友好都市と関係を保ちつつ、活動を継続、発展させるため、各姉妹・友好都市委員会との連携を密に、また活動支援も行いながら課題等を整理し、さらなる交流に向けた取組を進めていき、また当委員会の新規会員の確保にも努めるとともに、姉妹・友好都市交流に関わる人材を増やし、新たな交流分野の開拓へとつながる取組を進めてまいります。以上で部局長の総合評価は、改善を検討し、事業継続とするというB評価といたしました。

説明は以上でございます。

## 神岡俊輔委員長

ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、次に地域窓口センターのあり方検討会ワーキンググループ（仮称）の設置について説明をお願いします。

## 山脇弘道総務部長

今回、地域窓口センターのあり方検討委員会というのを設置し、検討を進めていきたいというふうに我々のほうは考えておりまして、検討前に事前に御報告をさせていただくという内容になってございます。

説明は行政改革推進課長からさせていただきます。

## 秋田裕一行政改革推進課長

それでは、資料に沿って御説明いたしますので、資料の1ページを御覧ください。

最初に、設置目的ですけれども、地域の窓口センターにおきまして、昨今の人口減少や各種証明書のコンビニ交付率の上昇など、社会情勢の変化に伴う窓口ニーズの変化を踏まえて、市民サービスの質を維持しつつ、低コストで持続可能な在り方を検討することとして、検討委員会を設置するものです。

現在の地域窓口センターの概要といたしましては、鏡、土佐山、春野を含め9センターございまして、各センターの配置は左の地図のとおりとなっております。開所時間や職員の配置状況というのは、右の表のとおりとなっております。

これまでの地域窓口センター再編等の経緯ですけれども、平成13年度に14の支所を廃止いたしまして、高須など8か所の窓口センターを開設しております。その後、平成16年度、19年度の旧鏡村、土佐山村、春野町との合併に伴いまして、各庁舎に窓口センターを開設いたしました。その後、平成20年度に地域窓口センター配置等検討委員会を設置いたしまして、そこで大津、帯屋町、塚ノ原窓口センターの廃止方針が出され、翌年度には帯屋町窓口センターが、さらにその翌年度には大津窓口センターが閉所いたしました。塚ノ原窓口センターにつきましては、地域からの強い要望により存続をしております。平成30年度には、薊野窓口センターが地権者との土地賃貸借契約満了により閉所いたしまして、新たに一宮窓口センターを開設しており、現在に至っております。

続きまして、検討委員会の委員構成案ですけれども、委員長は総務部副部長、副委員長に中央窓口センターを所管いたします市民協働部副部長、委員といたしまして政策企画課長、DX推進課長、人事課長、行政改革推進課長、財産政策課長、中央窓口センター所長で、オブザーバーといたしまして各窓口センター長としてございます。

続きまして資料の2ページをお願いいたします。

地域窓口センターの現状ですけれども、資料中ほどの左のグラフを御覧ください。

このグラフは地域窓口センターの取扱件数を表しておりまして、緑色が住民票や印鑑証明などの証明書発行件数、黄色が転入転出や戸籍などの届けの件数、青、薄紫、オレンジ色がマイナンバーカード関連業務の件数となっております。

全体の取扱件数は減少傾向となっております。令和3年度と令和9年度、令和9年度は推計値ですが、こちらを比較いたしますと約22%減少の見込みですけれども、そのうちのマイ

ナンバーカード関連業務は令和3年度の8,102件からマイナンバーカードの電子証明更新ピークの令和9年度推計2万5,000件と増大する見込みとなっております。

また、右の棒グラフは、コンビニで住民票または印鑑登録証明を交付した件数となっております。まして、交付件数は年々右肩上がりに増加しておりますけれども、利用率はまだまだ低く、普及が課題となっております。

資料の3ページをお願いいたします。

左の地図が地域窓口センターと人口分布で、人口分布図に各窓口センターと本庁舎の半径3キロを円で表したのとなっております。

右の表が、いわゆる社人研の推計計算式で算出いたしました地域窓口センターのエリア別人口推移となっております。この表の右端の列に2020年から2050年までの人口減少割合を示しておりますけれども、鏡、土佐山、春野エリアの人口減少率が大きく、次いで瀬戸・三里エリアの人口減少割合が大きくなるというところを読み取ることができます。

最後に、4ページをお願いいたします。

現在、地域の窓口センターでは、下の表にございますように、転入や転出、マイナンバー関連業務などの届出、申請業務、戸籍謄本や住民票の写しの交付などの証明書交付業務を行っておりますけれども、これらの業務以外にも子ども医療費受給者証の申請受付とか長寿手帳の再交付など、所管が異なりますが担っている業務もございます。

今回設置をいたします検討委員会におきましては、将来に向けた地域窓口センターの配置や人員体制などの検討とともに、検討例を例示しておりますけれども、現在地域の窓口センターで取り扱っている業務範囲の拡大や取扱業務の追加など、地域窓口センター全体としての市民サービスの維持向上策や社会状況の変化に応じた来庁者の要望の変化についても整理の上、地域窓口センターの在り方の検討を進めてまいりたいと考えてございます。

今後のスケジュールですけれども、来月10日に第1回の検討委員会を開催いたしまして、その後、課題や論点などの整理を行いまして、今年度中に方針の骨子案を作成いたしまして、3月議会で中間報告をさせていただき予定としてございます。また、来年度には、方針を踏まえた具体策の検討を重ねまして、遅くとも来年の年度内を目標といたしまして、方針を最終決定いたしまして、議会に御報告させていただき予定としてございます。

説明は以上となります。

#### **神岡俊輔委員長**

ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

#### **楠目慎一郎委員**

すみません。2点質問させていただきます。

まず1点が、1ページの下段の委員構成（案）です。4ページの丸の2つ目に、来庁者の要望の変化について整理しということがあるんですが、1ページに戻ると、来庁者の要望というのが十分に酌み取れないような委員構成ではないかと思うんですが、その点について教えてください。

#### **山脇弘道総務部長**

来庁者の御要望というのは、地域窓口センターへの来庁者の御要望という意味で書いていますので、窓口センター長をオブザーバーにし、中央窓口センター長を委員にしておりますので、

そこは酌み取れる体制ではないかなというふうには考えております。

#### **楠目慎一郎委員**

2点目です。この平成20年度の塚ノ原の廃止・存続の話が出たときに、地元の方からの強い存続の要望があったと思います。配置についても今回の在り方検討の中に含まれているんですが、そのあたりも窓口センター長が全て理解できているという認識で、この検討会を進められるようなイメージでしょうか。それともまた、ある程度骨子ができた段階で、例えばそういう廃止の案が出たときには、改めて地域の方の声を聞くというような所作が行われるのかを教えてください。

#### **山脇弘道総務部長**

先ほど秋田課長からも説明をしましたが、大きな方針ができて、どういう配置にするのかというのが決まってくれば、当然のことながら住民に、地域ごとに説明をしていかないといけないというふうに考えますので、そういった機会はその時点で設けさせていただきたいと思っております。

ただ、以前に塚ノ原窓口センターの廃止方針を決めて、地域の皆さんとの協議の中で、旭、西部地区にはふれあいセンターとか窓口センターというのがないと、いわゆる公共的な施設がないというようなお声があって廃止をとどまり、その代わりに土曜、日曜は閉所させていただいて、平日運用というような経過をたどっておりますので、そこは十分に協議をしながら具体案をきちっと定めていきたいと思っております。

#### **高橋裕忠委員**

住民が減っていく以前の問題として、そもそも証明書を紙で発行しなければならない時代というのがいつまで続くのか。例えば税務署だったら納税証明を電子で発行することもできるわけで、そういった申請が全部電子でできるようになった場合には、紙の証明書というのは限られた方にしか発行しなくなるのではないかと思うんですが、その辺はどう考えておられますでしょうか。

#### **山脇弘道総務部長**

マイナンバーカードをキーとしまして、様々なことが電子手続でできるようになりつつありますけれども、高知市の例を取ってみますと、まだコンビニ交付ができるのが印鑑証明と住民票だけというような状況でございます。これに戸籍が加わり、それから、法務局の手続であるとか税務署の手続であるとか、電子でそれぞれ照会をかけて証明書が下りてくる、証明内容が確認をできるというような世の中にはなりつつありますけれども、本市も含めて、自治体の標準化がまず整い、それから各省庁、銀行等とネットワークがきちっと組めた上でそういう社会が生まれるんじゃないかと我々は考えております。それに合わせて窓口センターもどうあるべきかというのは、それぞれ中期的に考えていき、適正な体制、適正な配置というのを検討すべきだなというふうに考えております。

#### **迫哲郎委員**

口頭でスケジュールの説明があったんですけども、資料で文書化されていないというのは、何か固まっていないということなのか。普通こういうものだったら、大体スケジュール感が出てくるんだと思うんですけど、そこはいかがですか。

#### **山脇弘道総務部長**

冒頭に申し上げましたとおり、課長も説明しましたが、来月検討会を立ち上げます。当然

のことながら、スケジュール感も含めて検討会のほうで決めていくということです。今、課長がお話ししたのは、事務局としてこれぐらいのスパンで検討いただけないかというような状況ですという概要でのスケジュール感を御説明したという御認識でお願いいたします。

#### **迫哲郎委員**

そういう言い方もあるかと思いますが、通常、議会にこういう検討会を始めますよという報告をする際には、一定のスケジュール感が必要かなと思います。今口頭での説明がありましたし、部長からも一定そういう答申の中身が固まる段階で、地域ごとに説明があるという、そりゃ当然そうだろうという答弁がありましたけれども、そういうことも含めたスケジュールの提示が普通必要かなというふうに思いましたのでお聞きしたんです。

それと、低コストで持続可能な在り方を検討する、条件として市民サービスは維持するということですが、例えばコンビニ交付をこの検討会の中で5割、6割を目指すみたいなことになったときに、5割、6割のコンビニ交付に対する手数料を払っていくということになると、現状の窓口対応よりも負担がどうなるのか、1通当たりのコスト比較をするとどうなるのかとか、そういうことも問題にはなってくるだろうと思うんです。ただ一方で、住民の利便性の重視ということからすると、コンビニ交付により移行するというのも必要かもしれません。我々会派としては、住民票とか印鑑証明の発行手数料400円というのは、中核市のみならず、他都市と比べてときに、僕が知る限りでは全国6番目に高いことになっていますので、そういうコスト感覚も含めた議論ということで考えると、いろいろあると思いますが、住民サービスのほうは維持ということになっていますので、ここは住民サービスの維持向上とか、そういうものにしていただきたいというふうに思います。

#### **神岡俊輔委員長**

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、総務部に対する質疑を終結します。

一旦休憩します。

〔午前11時25分休憩〕

〔午前11時27分再開〕

#### **神岡俊輔委員長**

再開します。

報告事項の説明を消防局に求めます。

#### **中城純一消防局長**

消防局からの報告事項は、令和7年度事務事業評価結果についての1件でございます。

令和7年度の行政評価（事務事業評価）1次評価結果の347ページをお願いいたします。

今回、評価対象事業として御説明をさせていただきますのは、緊急消防援助体制の整備でございます。

まず、1の事業の位置づけでございます。

本事業は、2011高知市総合計画における大綱、まちの環、政策、災害に強く安全に暮らせるまち、施策、消防・救急・医療体制の強化に位置づけをされておりまして、消防局では大規模

災害発生直後でも人命の保護を最優先して、救助・救急・医療活動等が迅速に行われるよう消防力の強化を目指して取組を進めているところでございます。

2の事業の根拠、性格につきましては、消防組織法、緊急消防援助隊に関する政令、高知県内広域消防相互応援協定、高知県緊急消防援助隊受援計画等に基づき実施をしているものでございます。

3の事業の目的・内容等でございますが、応援につきましては、日本国内で発生する大規模災害において県外から応援の求めがあった場合に対応するため、災害対応力の向上及び後方支援体制の強化並びに出動の迅速化により、被災地消防本部のニーズに応え、被災地の被害軽減につなげるものでございます。

また、高知県が大規模災害に見舞われ、消防力が劣勢となる場合には、被災状況の早期把握と分析、指揮支援隊との連絡調整、受援隊対策本部、指揮本部の運営強化により他県応援部隊の受入れ及び応急活動を効率的に実施することで、本市の被害軽減につなげるものでございます。

事業の成果を評価する指標といたしましては、評価指標Aとして、迅速な応援出動確立に向けた実践的訓練の実施を、評価指標Bとして、受援体制構築に向けた実践的訓練の実施を上げてございます。

4の事業実績等でございますが、評価指標A及びBにつきましては、それぞれ年2回以上の訓練を実施し、計画どおりの実績となっております。

また、投入コストでございますけれども、①の事業費は香川県で行われました中四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練参加のための職員の出張旅費でございまして、14万4,000円となっております。

②の人件費につきましては、訓練に参加した人役数からコスト算出したもので、868万7,000円でございます。

①事業費と②人件費を足し合わせました総コストは883万1,000円で、市民1人当たりのコストは28円ということになっております。

次のページに移りまして、5、評価指標で表せない事業成果、市民満足度、その他課題点等でございますが、円滑な受援、応援を実施するためには、緊急消防援助隊の応援・受援計画等を熟知するとともに、特に受援に関しては災害状況に応じた判断や活動の優先順位など、職員の共通認識を図る必要があると、そのように考えております。

6、所属長評価でございます。まず、事業実施の必要性のうち、①施策体系等での位置づけにつきましては、緊急援助隊が消防組織法にも明記されており、また総合計画の消防・救急・医療体制の強化にも位置づけられておりますことから、A評価としております。

また、②市民ニーズの傾向につきましても、近年頻発する大雨による災害や南海トラフ地震への備えとなるものであり、市民ニーズに対応するものとしてA評価としてございます。

その下の事業内容の有効性のうち、③成果の達成状況でございますが、受援訓練におきましては、質の向上も図られており、一定の成果を上げることにつながっておりますが、応援訓練におきましては、実働での訓練を2回実施したうち、1回目の訓練において出動準備に手間取り、出動に1時間以上かかる結果となったことを割り引きまして、評価としてはB、おおむね達成といたしました。

④事業内容につきましては、訓練の検証も行いながら改善点を明らかにし、次回訓練に反映

するなど、緊急消防援助隊の体制強化につながっておりますことから妥当であるとして、A評価としてございます。

事業実施の効率性につきましては、実施手法としましては、訓練の実施が主となりますが、全ての職員がスキルアップできるよう段階的に実施をしております、特に受援訓練におきましては、消防対策本部運営訓練の終盤が受援訓練になるよう構成をするなど、効率的な訓練の実施にもつながっておりますことから、⑤事業実施手法、⑥事業統合、連携、コスト削減はともにA評価としております。

その下の事業実施の公平性でございますが、全市民が対象であり、災害時には市内どこでも被災する可能性があるため、受益者の偏りはなく、また受益者負担も妥当と考えられますことから、⑦受益者の偏り、⑧受益者負担の適正化は、ともにA評価としております。

総合点は19点で、総合評価はA、事業継続としております。

7の部局長評価も同様にA、事業継続といたしました。近年災害が激甚化、頻発化しており、いつでもどこでも応援が必要とされる大規模災害が起こり得る状況であり、特に昨年度は大規模な山林火災が各地で頻発し、愛媛県今治市での山林火災では、出動には至りませんでした。高知県に緊急消防援助隊の出動準備依頼があるなどしており、今後とも万全の態勢を維持する必要がございます。

また、災害時の受援体制につきましては、近年高知県内においては大規模な災害が発生しておらず、経験したことのない災害に対して想定される課題も多いことから、過去の災害における他の消防本部の対応策や課題などから改善策を見だし、訓練の質を向上させ、効果的かつ効率的な受援体制を築く必要があると考えております。

報告は以上でございます。

#### **神岡俊輔委員長**

ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

#### **楠目慎一郎委員**

すみません。ちょっととがった質問になってしまうかもしれませんが、評価指標のところです。Bの受援体制構築に向けた実践的訓練は年2回以上実施し、検証するものとなっていて、実際の実績が令和4年以降7回と続いています。消防庁の手引は少なくとも年1回というような表記で、年2回以上というのがしっかりとできているというのはすばらしいことだと思うんですが、この2回の目標に対して7回やられているその意図というか、なぜ7回やるのかという、言い方を変えると、例えば目標をもっと上げたほうがいいのではないかとか、回数が多いのであれば少し回数を減らすとか、そういった議論はされているかというのを教えていただきたいです。

#### **西川宜孝消防局消防広域化担当理事消防局担当次長事務取扱**

年2回以上の訓練につきましては、当然消防局には人事異動等もございますので、これまで現場で活動していた人間が本部運営に携わるということもあり、初めて訓練に携わる人間もおりますので、段階を追って訓練を進めていきたいということと、あと、2か月に1回訓練を実施するというので、今回7回という訓練成果になっております。

#### **楠目慎一郎委員**

今の答弁からいくと、人事異動の関係もあるので言い切れませんが、2か月に1回であれば、

例えば年5回とか6回とか、そういう目標にしたほうが、ここに出てきているのであえて聞くんですけども、必要な分を必要な目標にするとコストもそれに見合ったものだという表現になると思うので、あまり逆に低過ぎるとそういったところでの指摘も今後出てくるんじゃないかなという懸念が少しあります。これはもう意見としてお伝えだけさせていただきます。

#### **神岡俊輔委員長**

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、消防局に対する質疑を終結します。

一旦休憩します。

[午前11時37分休憩]

[午後0時58分再開]

#### **神岡俊輔委員長**

再開します。

議案の説明を政策企画部に求めます。

#### **林充政策企画部長**

市第104号高知市総合計画審議会条例の一部を改正する条例議案について、甫喜本副部長のほうから御説明を申し上げます。

#### **甫喜本博貴政策企画部副部長**

政策企画部に係る条例改正議案について説明いたします。

今議会では、総合計画の見直しに関して、政策企画部から高知市総合計画審議会条例の一部を改正する条例議案を提出しております。

説明については、お手元の政策企画部に係る総務常任委員会資料で説明いたします。

では、資料1ページを御覧ください。

本条例議案は、令和9年度を始期とする新たな総合計画、仮称でございますが、高知市未来ビジョンの策定に向けた総合計画審議会の開催に当たり、組織の構成委員及び定数等を変更するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の目的は、審議会において質の高い議論を速やかに進められるよう、外部有識者会議としての審議会をコンパクト化することにあります。

具体的な改正内容については、資料の新旧対照表を御覧ください。

まず、第3条において、改正の目的に従い、委員の上限数を60人以内から15人以内に改正したいと考えております。

なお、審議会委員の選任に当たっては、各行政分野に係る既存の会議体に参加いただいている委員を中心に選任することで議論の実効性を高めるとともに、若い世代の声を代表する委員を加えるなど、議論の活性化を図る工夫も行います。

あわせて、委員として市議会議員が規定されておりますが、附属機関等の設置に関する要綱において、市議会議員は法令に定めがある場合を除き、原則として委員に選任しないこととされており、さらには現行計画の後期基本計画策定時において、委員に市議会議員を選任していないことから、このたびの改正に併せて同条第4号を削除しようとするものであります。

また、第8条では、審議会の審議を補佐する者として幹事を置くこととしており、現行の総合計画の後期基本計画策定時には、総務部副部長が任命されておりましたが、実態としては関係部署全体で対応しておりましたことから、このたび同条を削除するとともに、以降の条ずれを改めようとするものでございます。

以上で政策企画部所管の条例改正議案の説明を終わります。

#### 神岡俊輔委員長

ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、続いて報告事項の説明を求めます。

#### 林充政策企画部長

令和7年度の事務事業評価結果について山本副部長から御説明申し上げます。

#### 山本晋平政策企画部副部長DX推進課長事務取扱

少しお時間をいただきまして、事務事業評価についての御説明をさせていただきます。

令和7年度行政評価（事務事業評価）結果1次評価結果の19ページをお願いいたします。

それでは、政策企画部からは、DX推進課所管の個別事業名、行政DXの推進につきまして御説明いたします。

まず、1、事業の位置づけでございますけれども、総合計画における施策53、市民から信頼される行政改革、財政の健全化において、資料の右側の施策の目的、2行目でございます効率的で信頼される行政運営を行うということが本事業に求められておるものと考えております。

2、事業の根拠につきましては、国が示しております自治体DX推進計画というふうにさせていただいております。

次に、3、事業の目的・内容等でございますけれども、業務を自動化、デジタル化することにより業務効率化を図り、職員がコア業務に注力できる環境を実現することで市民サービスの向上につなげる。そのために、AIやRPA等のICT活用の推進等に取り組んでいるというところでございます。なお、事業開始年度につきましては、DX推進課が新設されました令和6年度とさせていただいております。

評価指標につきましては、RPA新規開発件数と生成AI利用割合、この2つとさせていただいております。4、事業の実績等に記載してございますけれども、令和6年度のRPA新規開発件数は、目標10件に対し15件、生成AI利用割合につきましては、目標30%に対しまして73.3%の実績になってございまして、目標は十分に達成されたものというふうに考えております。

なお、RPA化した主な業務というのを備考欄に記載しておりますけれども、1つ紹介させていただきますと、防災政策課におきましては、水防辞令の発令という業務がございまして、これまで紙の辞令書を配付しておりましたけれども、RPAを活用することで辞令書をデータ化した上で該当する職員にメールで送るということを自動化してございまして、ペーパーレス化と業務の効率化を図ったというものとなっております。

次に、投入コストにつきましては、①事業費には、RPAシステムの運営支援に関する業務委託の998万8,000円、②概算人件費等には、RPAや生成AIの庁内における利用促進等に従事する職員1人役の人件費730万円を記載してございます。

次に、20ページに行ってくださいまして、5の評価指標で表せない事業成果等でございますけれども、DX推進課では、RPAの利用促進を図るという目的で、職員向けの研修会、相談会というのを毎月開催しております。多くの職員に参加していただきまして、職員のRPAの独自開発というものも進んでいる状況がございます。

また、生成AIにつきましては、令和6年度にトライアル利用を数か月間実施しまして、実施後の職員アンケートでは、仕事の効率でありますとか質が上がったという声を大きくいただきまして、このアンケート結果を基に、本年度でございますけれども、本格導入に至ったという経過がございます。

これまでに御説明した内容を基に、DX推進課において事業を評価したものが、6、所属長評価でございます。

まず、左側に区分がございますけれども、事業実施の必要性としては、①施策体系等の位置づけとしまして、評価内容の説明の欄にございますけれども、効率的な行政運営のため、DXの推進が必要であるとの観点からA評価、市民ニーズとしては業務効率化を市民サービスの向上に間接的につなげるという観点からB評価としております。

次に、事業内容の有効性ですが、③成果の達成状況としては、目標を上回る数値だったことからA評価。④事業内容としては、単にデジタルツールを導入するということだけではなくて、職員ニーズの把握でありますとか、情報共有、人材育成にも併せて取り組んでいるということからA評価というふうにさせていただきます。

次に、事業実施の効率性ですけれども、⑤事業実施手法としては、国が定める手順書に沿いまして、最適な手法で進めているということからA評価。⑥コスト面においては、DX推進課でデジタルツールの導入効果を検証した上で、全庁分を一括して予算化、事業化しておりますので、効率的な運営が行われているということからA評価というふうにしてございます。

次に、事業実施の公平性のところでございますけれども、⑦受益者の偏りとして、対象者が職員ですので、職員が公平にデジタル技術を活用できる環境を整備していることからA評価。⑧受益者負担の適正化として、業務の効率化によって行政サービスの向上が見込まれるということから、おおむね適正としてB評価というふうにしてございます。

これらの結果によりまして、下のところですが、総合点としては18点というふうになりまして、課として、総合評価はAの事業継続というふうに判断をさせていただきます。

さらに、最終的な7、部局長評価でございますけれども、こちらにつきましても所属長評価と同様にA、事業継続ということにしておりまして、中身としましては、事業効果の検証や先進事例の研究に基づくデジタル技術の導入と併せてDX人材の育成にも取り組むということで、業務効率化を最大限に図るということにさせていただきます。

説明は以上でございます。

#### 神岡俊輔委員長

ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、政策企画部に対する質疑を終結します。

一旦休憩します。

〔午後 1 時 8 分休憩〕

〔午後 1 時 18 分再開〕

### 神岡俊輔委員長

再開します。

それでは、議案の説明を防災対策部に求めます。

### 福留正充防災対策部長

第509回市議会定例会に提案いたします防災対策部関連の議案は、予算外議案のその他議案 1 件でございます。

詳細につきまして、久松副部長から説明します。

### 久松昌弘防災対策部副部長

それでは、お配りしています委員会資料の 2 ページをお願いいたします。

まず、市第121号議案避難所用シェルターテント購入契約締結議案です。

当議案につきましては、予定価格2,000万円を超える動産の買入れとなることから、地方自治法に基づき契約締結に当たり議案としてお諮りするものです。

購入物件及び目的ですが、能登半島地震等の教訓を踏まえ、避難所における生活環境の向上を図るため、今年 1 月の臨時議会で承認いただいた国の経済対策補正予算交付金を活用し、避難所用シェルターテント1,600張を購入するものです。

契約価格は2,992万円、指名競争入札の結果、契約者は株式会社ケイウッド、納入期限は来年 3 月 13 日となっています。

なお、避難所用シェルターテントの購入に当たりましては、今年 5 月に開催したサンプル品の展示会に議会の皆様にご参加いただき、いただいた御意見を参考に選定しています。

主な特徴としましては、例えば右上の写真で、入り口面がメッシュ生地との切替えができ、明るさや通気性を確保できる点や、左下の写真のように、床面生地も一体となった構造であること、また真ん中の写真のようにアルミマットも附属している点などの特徴を持ったテントを選定しており、今後も引き続きこのタイプの配備を進めていく予定です。

簡単ですが以上です。

### 神岡俊輔委員長

ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

### 伊藤弘幸委員

今回避難所用のシェルターテントが1,600張ということですがけれども、最終的には何張まで購入しようということかということと、テントの説明会でどういうテントを選んで、それがこの品物に反映しているかどうかということ。もう一点が、この1,600張のテントをどこに収納していくかということも併せてちょっとお聞きしたいと思います。

### 山中晶一防災政策課長

最終的な目標については、当面になりますが、今年度さらに、この1,600張プラス予算残のほうで400張の購入を予定しております。大体これで、数字上ですが、いわゆる L 2 浸水区域外の小中学校のテントの配備が完了する予定になっております。プラス、来年度も購入いたしまして、L 1 浸水区域外の避難所にも配備するという予定をしております、当面この L 2 浸

水区域外とL1浸水区域外のほうに配備する予定をしております。

あとモデルにつきましてですけれども、こちらは5月に見ていただきました案の左から2つ目の案でございました。1番の条件といたしましては、ある程度頑丈であるか、しっかり立つかというところを鑑みました。あともう一つは通気性を鑑みまして、メッシュになっているところで、自分自身が能登半島地震の1.5次避難所、金沢でこのシェルターテントを経験いたしましたので、それを踏まえて、こういった決定になったというところでございます。

#### **伊藤弘幸委員**

あと、入札経過表を見させていただいたら、12社あって、この指名入札で取ったところと12番目の金額とでえらく開きがあるんですけれども、このテントについてはかちっと仕様書等に準じたものを入札で取っているということなのでしょうか。要するに、1番の落としたものと、それから12番も同じものということで入札されたのかどうか。

#### **山中晶一防災政策課長**

御指摘の仕様書に関しまして、金額に開きはあるものの、仕様書どおり間違いなく選定されております。仕様書のほうに例示品という形で、メーカーからいただいた例示品もございませし、同等品承認及び見本提出というところをしっかりと担保した上で決定いたしました商品になります。

#### **伊藤弘幸委員**

それと、このシェルターテントについて、今後とも同じ金額で入札できるのか。それとも今後物価高騰で金額が上がる可能性もあると思うんですけれども、ここについては市場調査とか、いろんな部分をしっかりとしているのかどうか、そのところをちょっとお聞かせください。

#### **山中晶一防災政策課長**

御質問の金額等の流動性でございますが、幾つか業者様に参考意見をいただいております、今のところ当面この金額というふうに理解をしておりますが、今後とも市場には注視しまして、その上で計画を決めて購入していきたいというふうに考えております。

#### **久松昌弘防災対策部副部長**

最初御質問いただいた調達数量の予定ですけれども、補足させていただきます。現在の調達数量というのは、市内のL1内外も含めた避難所、学校の体育館の面積に対して1人当たり3.5平米で換算した、言わば体育館で収容可能な人数の数量というのを目標に、年度ごとに順次整備を進めるという計画でやっています。それ以外の例えばふれあいセンターにも大会議室のようところがあって、そういったところにテントを配備するかどうかというのは、今後新しい被害想定を踏まえて、予算の兼ね合いもありますので、また計画で検討していきたいという考えで今動いています。

#### **福留正充防災対策部長**

すみません。先ほどの入札価格の件ですけれども、予定価格を決めますので、市場調査はもちろん行います。それに対して業者さんが幾らで入れるかというのは、競争性もありますので、また今回と同じように入札減があるかどうかは分かりません。あくまでも発注するための予定価格については市場調査をして決めます。ただ入札結果については今回ぐらい安くなるかというのはちょっと分からないところではございます。

#### **高橋裕忠委員**

ちなみ1,600張というスペースが膨大に必要だと思うんですが、保管するスペースの確保

はできているのでしょうか。

### 山中晶一防災政策課長

一旦、大規模な長浜の給食センター等に備蓄をするようにしておりますので、そこから順次、個別に配備していきますので、このあたり、ほかの備蓄品との兼ね合いもあります。給食センター等にもほかにも備蓄をしておりますので、それを出し入れしながらの備蓄になっていきます。そのあたりは業者と念入りに調整をして対応したいと思います。

### 神岡俊輔委員長

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、続いて報告事項の説明を求めます。

まず、令和7年度事務事業評価結果について説明をお願いします。

### 久松昌弘防災対策部副部長

それでは、事務事業評価について御報告させていただきます。

行政評価1次評価結果という冊子の25ページをお願いいたします。

災害救助物資備蓄事業について御説明いたします。

1、事業の位置づけ、2、事業の根拠は記載のとおりとなっております。

3、事業の目的・内容等ですけれども、これの3段目、事業概要ですが、事業は第3期高知市備蓄計画に基づき、南海トラフ地震のL2想定 of 避難者数に対し、指定避難所等への食料や必要資機材などの備蓄を行うものです。

その下の評価指標ですが、1つ目のA、食料品備蓄率につきましては、L2想定 of 1日分を指標として段階的に備蓄を進めることとし、まずは令和9年度までに12万人分の備蓄を目標として設定しています。2つ目の指標、B、津波避難ビルへの資機材備蓄率では、令和9年度までにスペースが確保可能なビルへの備蓄率100%を目標としています。

4、事業の実績等ですが、令和6年度が中ほどなんですけれども、まず、評価指標のA、食料品備蓄率につきましては、目標を上回る75.8%と順調に推移しています。B、津波避難ビルへの資機材備蓄は85.7%と目標を下回っており、これはビル内に備蓄スペースが確保できないことが主な要因であります。スペースは状況によっても変化することから、引き続き所有者等との交渉を継続し、目標達成を目指してまいります。

その下の事業費等のコストにつきましては、記載のとおりとなっております。

次の26ページですが、5、評価指標で表せない事業成果や課題点等ですが、避難所の備蓄について、これまでの計画ではL1の想定避難者数1日分を対象に備蓄を進めてきましたが、令和5年3月に改訂した第3期計画では、L2想定へ変更したことから、避難所外の避難者も含めた対象者数は約18万人分と倍増しており、賞味期限切れに伴う入替え予算のほか、配備スペースの確保が課題となっております。

また、国指針の改訂や新たな被害想定 of 公表等を踏まえ、今後さらなる備蓄品目の追加等も想定されるため、自助・共助・公助の観点も考慮し、個人備蓄の啓発も実施しながら適正な公的備蓄を進めていくことが重要と考えています。

次に、6、所属長評価ですが、左の欄、評価項目の①施策体系の位置づけ及び②市民ニーズの傾向ですが、その右の欄にA、B、C、D、4段階の評価と評価内容の説明をそれぞれ記載しています。本事業は高知市備蓄計画に基づき、避難所等に食料品等を備蓄するものであり、

命をつなぐ取組として必要性は高いと考えます。

次の③成果の達成状況と④事業内容ですが、津波避難ビルへの資機材備蓄が目標に届いていない点はあるものの、計画に基づき、年度ごとの配備を順次進めていることから、内容はおおむね妥当と考えています。

次の⑤事業実施手法と⑥コスト削減について、全ての避難所ではないものの、各避難所の空きスペースの状況を見ながら分散備蓄を進めているほか、以前は品目ごとに各所管課で購入していましたが、防災政策課による一括調達に変更し、管理の一元化によるコスト削減を図っています。

最後の⑦受益者の偏りと⑧受益者負担の適正化につきましては、被災者になる可能性は全員があるため、公平性はあるものの、公的備蓄は自宅が被災し、個人の備蓄を活用できない場合への備えとして行うためのものであるため、公平性の観点からは、個人備蓄も併せて啓発を進めていく必要があると考えています。

以上から、総合評価としては17点で、A、事業継続としています。

最後の7、部局長評価ですが、第3期計画から対象者をL2想定にしたことから、備蓄量の増加と配備スペースの確保が必要となっていますが、引き続き学校の空き教室等の状況を見ながら計画的に進めるとともに、避難所環境の向上や新たな被害想定に応じた配備を進めていく必要があることから、B、改善を検討し、事業継続との評価をしています。

事務事業評価につきましては以上となります。

#### **神岡俊輔委員長**

ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

#### **楠目慎一郎委員**

コスト管理のところで、一元化等々で行っていただいて、非常に大変な御努力だと思いますが、先ほどほかのところでもあったように、やはり物価高騰であるとか人件費の今後増が見込まれる中で、現状以上に、例えば期限のないものの備蓄を促進させるとか、そういった今後の予定がもしあれば教えていただきたいです。

#### **山中晶一防災政策課長**

期限のないものにつきまして比較的安価で購入できるというような御提案なのかなと思いますが、今のところそこを具体的には検討しておりません。御存じのとおり、購入をする一方で、消費期限が切れていくというところでのコストもかかってきますので、現在、購入を進める一方で、保存期限が近づいているものについては、自主防災組織等に配布するなどの工夫もさせていただいておりますが、そういったところがより煩雑になってくるということも鑑みまして、今のところそこまでは計画しておりません。

#### **吉永哲也委員**

関連して、賞味期限が近づいたものは、今言うたように、防災組織とかに、無駄にならないようにやっていくということですが、前から私も提案しているんですが、捨てるのはもったいないですので、買ったときから、5年後やったら5年後、6年後やったら6年後に総取替え、そういう一覧表をつくって、順番に地域の学校とか保育園とか、それから町内会とか、そういうところへ配るようなことはできませんか。来年はうちに来るから訓練をしようかみたいなことができるように。買うほうは多分定期的に表にしちゅうと思うので、それを出していくところ

の分を表か何かにして、地域の人に来年はあんたのところやとか、次はあんたところやみたいなことを周知させるような、何かそういう方法が取れないものでしょうか。

#### 山中晶一防災政策課長

御提案のことにつきまして、高知市備蓄計画第3期におきまして、保存期限を有する災害時用備蓄品はフードロス削減の観点から、保存期限到来の前に一定の有効活用期間を設けて自主防災組織等に提供を行うこととしており、それに向けた案内を年度初めにしております。一定、1年間というスパンで計画的にお知らせをして年度初めの御案内に基づいて、都度応募をいただいているのが現状でございますが、もう少し長いスパンでの計画を作成、仕組みをつくれというようなお話かと思っておりますので、そちらのほうにつきましても検討していきたいと思っております。

#### 久松昌弘防災対策部副部長

少し補足なんですけれども、例えばフードバンクとか、あとミルクとかおむつとかもあるんですけど、これは母子保健課等と連携して、今度出産を控えた妊婦さんとかに希望に応じて配ってもらうとか、先ほど答えたように、数年の長期的な計画ではないんですけれども、毎年度そういったところと協力して、希望者にあげつつ、残ったものをまた訓練で活用していくと、そういった形で今運用しています。

#### 神岡俊輔委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に令和7年度県営工事負担金について説明をお願いします。

#### 久松昌弘防災対策部副部長

議案等の概要の資料にお戻りいただきまして、3ページをお願いいたします。

令和7年度県営工事負担金の実施予定について御報告いたします。

こちらは防災対策部が所管する負担金実施予定の一覧となっております。

この負担金の内容、事業費等につきましては、本年度末時点での進捗によって変わる可能性があるものですが、本市の負担について現時点での見込みをあらかじめ御報告するものです。

本事業は、三重防護事業の一環として県が主体となって実施する浦戸湾内の高潮や津波対策工事であり、この表の一番下に小計欄がございますけれども、県事業費は15億7,000万円余り、市の負担はこの10%に当たる1億5,700万円余りとなっております。なお、本市の負担割合につきましては、地方財政法に基づき県議会の議決で定められたものとなっております。

次の4ページですけれども、先ほどの事業費について、整備箇所ごとの事業費や本市負担額を示した内訳の表となっております。

左端の欄に、①から⑫まで付番していますが、①から⑩までは三重防護整備として防潮堤改良工事などの堤防の耐震補強を浦戸湾内の各所において順次進めているものです。県事業費や本市負担額につきましては、記載のとおりとなっております。その下の⑪は、中の島の石油基地近辺においてL2対応の防潮堤工事を行い、漂流物や火災対策を行うものです。一番下の⑫は、県の高知土木事務所内に設置されている排水機場等の遠隔操作システムを改修し、安全性の強化を図るものです。

次の5ページをお願いいたします。

こちらは、先ほど御説明した三重防護整備の施工箇所の見取図となっております。

例えば、浦戸湾の上のほうの鏡川下流域に、少し見にくいんですけれども、黄色で枠囲みさ

れている、例えば若松町がございませぬけれども、この下の辺りに緑の丸囲みで示している箇所があります。ここが、先ほどの②の既存の胸壁撤去工事が実施されていると、こういった形の見取図となっています。

なお、地形に沿って濃い青と赤で縁取りされていますけれども、この赤の部分は国の施工箇所であり、濃い青の部分は県の施工箇所となっていますので、詳細な説明は割愛させていただきますけれども、参考資料として、次の6ページも含めて御参照いただければと思います。

簡単ですが、説明は以上です。

#### 神岡俊輔委員長

ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑はございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に高知市が締結する協定（令和6年度締結分）について説明をお願いします。

#### 久松昌弘防災対策部副部長

引き続き、先ほどの資料の7ページをお願いいたします。

本市が締結する協定についての御報告です。

民間事業者との災害時における応援協定について、令和6年度締結分の御報告です。

協定名称は、災害時における避難所の安全確保に係る警備業務等の実施に関する協定で、今年3月4日に総合警備保障株式会社様と締結したものです。

内容としましては、過去の大規模災害の事例では、避難所での盗難や夜間のトイレ使用に不安を感じ、行き控えるケースなどが発生しており、この対策として、警備員の巡回等により避難所での安全を確保するものであり、現在本市が取組を進めている避難所の生活環境の向上の一環となるものです。

また、同社が保有するドローンを活用した被災状況の映像提供に関しても、今回の協定内容に含まれており、警備と併せて協力していくこととなります。

簡単ですが、御報告は以上です。

#### 神岡俊輔委員長

ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑はありませぬか。

#### 高橋裕忠委員

この資料の中の警備及び誘導を実施する際に必要な助言というのは、高知市の市役所の職員の方にするのか、それとも自主防災会なんかにも助言していただけるのか、どちらでしょうか。

#### 久松昌弘防災対策部副部長

両方になろうかと思ひます。例えば、L2規模の大規模災害の場合は、当面の間は自主防災組織等の地域の方が避難所運営を行いますので、その場合は自主防災組織、その後、復旧のステージになって、市職員も入るようになった場合は市の職員もアドバイスをもらうという形を想定しています。

#### 神岡俊輔委員長

ほかに質疑はございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、防災対策部に対する質疑を終結します。

一旦休憩します。

[午後 1 時43分休憩]

[午後 1 時54分再開]

### 神岡俊輔委員長

再開します。

報告事項の説明を市民協働部に求めます。

まず、令和7年度事務事業評価結果について説明をお願いします。

### 中須賀広典くらし・交通安全課長

それでは、行政評価（事務事業評価）1次評価結果の59ページを御覧ください。

交通安全運動運営事業について御説明いたします。

本事業は、3、事業の目的・内容等にありますように、事業開始年度は昭和47年度からで、対象は市民で、主に園児、児童・生徒、高齢者としております。

意図は、交通安全に関する知識の普及と交通安全意識の高揚としております。

事業概要は、幼稚園、保育所、小中学校での園児や児童・生徒等を対象とした交通安全教室の実施、交通安全に関する広報、啓発活動、各種交通安全推進団体との連携でございます。

評価指標は、高知市内の子供の交通事故件数、高齢者の交通事故件数及び自転車の交通事故件数としております。

4、事業の実績等を御覧ください。まず、評価指標のAです。高知市内の子供の交通事故件数ですが、令和6年度は目標件数44件以下に対しまして、実績は40件となっております。なお、令和6年度当初に評価指標を交通安全教室の実施回数から事故件数に変更したため、令和4年度、5年度は実績のみを記載しております。これは評価指標のB、Cも同様でございます。評価指標のB、高知市内の高齢者の交通事故件数ですが、令和6年度は目標件数272件以下に対しまして、実績が219件となっております。評価指標のC、高知市内の自転車の交通事故件数ですが、令和6年度は目標件数184件以下に対しまして、実績が145件となっております。

評価指標のA、B、Cとも令和6年度の実績については、令和5年度の実績と比較すると交通事故件数が減少している傾向が読み取れるところでございます。

その下の投入コストの①事業費です。令和6年度は341万6,000円でございます。これは年度によって多少の変動があります。内容は、ランドセルカバー、ストップマーク、交通安全ポスター、ボランティア活動保険、交通安全ひろば負担金などとなっております。

下段の②概算人件費等は、正規職員を1.8人役、その他として交通安全教育指導員を含む会計年度任用職員を4.5人役で計算しており、令和6年度の総コストは3,032万6,000円となっております。

次に、60ページを御覧ください。

5、評価指標で表せない事業成果、市民満足度、その他課題点等でございますが、交通安全に関する広報啓発活動は、目に見えた成果が現れにくいところではございますが、交通事故を一件でも減らすためには地道な活動が重要となると書かれているところでございます。

次に、6、所属長評価を御覧ください。

まず、事業実施の必要性です。①施策体系等での位置づけは、総合計画及び実施計画の趣旨

に沿うものであることからA評価といたしました。②市民ニーズの傾向は、交通安全教室にしましては、幼稚園、保育園、小中学校等、年間で約250回、約1万7,000人に対しまして交通安全教育を実施し、子供たちへの交通安全意識の高揚に貢献しており、ニーズも高いと評価していることや、自転車の違反に対する厳罰化、反則金制度などは市民の関心が高いことからA評価としております。

なお、交通安全や制度改正等に関する市民への啓発、周知にしましては、今後も警察や関係団体等と連携し、行ってまいります。

次に、事業内容の有効性ですが、③成果の達成状況については、幼い頃からの交通安全教室による交通安全知識や意識の高揚を図れており、事故件数は目標値に達していることからB評価といたしました。

次に、④事業内容については、ここ数年の交通事故件数の減少は、交通安全教室や今までの広報、啓発活動など、過去から続く地道な活動によるものであると捉えてA評価といたしました。

次に、事業実施の効率性ですが、⑤事業実施手法については、交通安全教室は専門職の交通安全教育指導員4人が担っており、新1年生など対象に合わせて効果的な時期に教室を開催するなどしております。高齢者の事故防止については、交通安全関係団体と連携した世帯訪問や啓発イベント等により交通安全の呼びかけを行っており、現状が最適であると判断し、A評価といたしました。

⑥事業統合、連携、コスト削減については、限られた予算の中で、春、秋、年末年始の交通安全運動をはじめとする広報、啓発活動や交通安全ひろばなどの全世代を対象としたイベントを実施しており、おおむね効率的にできていると判断し、B評価といたしました。

次に、事業実施の公平性ですが、⑦受益者の偏り及び⑧受益者の負担の適正化については、交通安全教室は市内全ての保育所、幼稚園、小中学校等への案内を送付し、希望のあった園、学校に対してはできる限り実施しており、また各種イベント、研修会、高齢者訪問活動によって幅広い世代に対して啓発活動を行っていることから公平性は高く、適正な受益者及び一般財源の負担割合と判断し、ともにA評価といたしました。

以上の1次評価から総合点は18点となりまして、総合評価はA評価の事業継続となりました。

最後に、7、部局長評価でございますが、学校等での交通安全教育は、児童・生徒の交通安全意識の向上に資するとともに、子供たちが重大事故の被害者となることを未然に防ぐことにもつながっている重要な事業と捉えておりまして、また高齢者の事故割合が依然として高いことから、関係団体や警察署等と連携し、高齢者に向けた取組をさらに推進していく必要があることから、総合評価はA評価の事業継続としています。

説明は以上となります。

#### 神岡俊輔委員長

ただいまの説明に対して質疑を行います。

質疑はございませんか。

#### 吉永哲也委員

59ページの4番の事業実績等のところの交通事故件数の目標っていうのは、何か目標立てていいものですか。ゼロが目標、無理やけど、ゼロが目標やき。実績でそういう件数が出てきましたというのは、前年度より減っちゃう、増えちゃうというのはあるけど、目標をもし出すと

したらゼロ。できんかもしれんけど、目標は、子供の交通事故ゼロにせにゃいかんのじゃないかなと思ってですね、10とか15ずつ減してきちゅうけど、そこら辺がこの表現でいいんでしょうかということですよ。

#### 中須賀広典くらし・交通安全課長

まず、交通事故件数を評価指標にしていることですが、令和6年度当初にもともとは、先ほど申し上げましたけれども、交通安全教室の実施回数でやっておりました。ほぼマックスを採用させていただいておりますので、ほぼ固定しているような状態ではございましたけれども、それから交通事故件数に変えさせていただいたところがございます。

その理由は、交通事故件数の減少というのが究極の目的でございますので、やはりこれを捉えないわけにはいかないということでこのような目標の指数にしております。

当然ゼロを目指すべきではないかというのは、おっしゃられるとおりでございまして、実を言うと、成果のところもかなり目標は達成しているところがございますが、まだゼロにはなっていないということで、評価としてはB評価にしているところがございます。

やはり結果のこの交通事故件数が最も重要なところでございますので、これ以外のことを逆に評価指標にするというのがなかなか難しいところかなとも思うところでございます。

#### 吉永哲也委員

何か事務的な、目標より少なかったのよかったとかいうふうな感じで、妙に僕は納得できませんが。数字的にはそりゃこういう数字出さないかん、それは課の中で、去年もこれぐらいだった、今年これぐらいにしようねという、みんなで目標を出すことは良いことやけど、公にするとときに、事故があっても良いわねじゃないけど、目標より少なかったら良いがかねみたいな、自分は、旗振りしよってそんなふう思うがです。

今までなかったのをまた目標を立てたというのは何か理由があってやろうと思うけど、そこはやっぱり目標、170件以下の事故やったら良いというような目標でいいのかなという、目標立てようが立てまいが出てくる数字は一緒で、一生懸命みんなやって、事故ゼロにしようと思ってやりゆうので、ただ前年度より増えたか減ったかというのを、どうPRしていくとか、これからどうやってやっていくか、どういうふうな交通安全をやっていくかというのは必要やと思うけど、僕は何か、目標とは違うというように思います。今、別にここで御返答いただきんでええですけど、この下へ高知市議会から意見があったということを書ける場所もありますので、もしあれだったら、ゼロというわけにもいかん、ゼロはいかんと思うんやけど、私は目標は斜線を引いて、目標は立てないけど、交通事故をゼロにしていくと、数字は出さないということにさせていただいたらなと思ってございますので、検討していただいたらと思います。

#### 迫哲郎委員

そのことを質疑したかったですけれども、ちょっと違う件で、交通安全を求めていく上で、ちょっと最近気になっているのが、横断歩道の白線とか停止線とかの補修がすごい遅いんですよ、県がやっている事業ですけど。もう1年以上前、去年の6月に、朝倉の啞内坂の電車の電停の真ん前に横断歩道があって、その前後にそれぞれ停止線があるんですけども、運転手さんはあそこに横断歩道があるとか、停止線があるというのが本当に分からないくらいになっていて、事故が発生したんです。当時の町内会長さんが県警にすぐに連絡して、順次やりますみたいな回答で、それから半年ぐらいたってから僕のところ、県警に言っているんだけどやってくれんのですよみたいな連絡があって。そのときに県警と実際に補修する土木事務所

にも連絡をして、実際に事故があつて、町内会長さんからも連絡が行っていると思いますけれどもということで、かなり丁寧に説明したので、やってくれると思っていたんですけど、それからまた半年以上何も音沙汰なしで、ついこの間も見ただけでも、やっぱりまだそのままでした。高知市として、人役も多くないですし、この事業じゃないかもしれんけれども、そういう場合の白線とかで市民の方から、特に事故が現に起こってしまつて何とかしてほしいとかという事なんかの対応については、どんなものなんでしょうか。

#### **中須賀広典くらし・交通安全課長**

私のほうも、例えば議員から言われたり、市民の方から言われたりして、県警に協議に行くことはございます。以前のイメージと違って、ちょっと新聞報道もありましたけれども、高知県警も、高知市ほどじゃないかもしれませんが、かなり予算が厳しいということで、信号機もなかなか更新できないというような記事が出ていたと思いますけれども、かなり優先順位を絞ってやっていると聞いております。確かに、おっしゃられるように、なかなか白線が元どおりにならないということで、私のほうも危ないところは何とか、くらし・交通安全課長としても、ここは早くしてくださいということは申し上げてもいるんですけども、やはり優先順位というのがありまして、なかなか難しいところがあることはございます。

ちょっと関連しますけれども、横断歩道の自転車のマークなんかも、前に消えていたのでこれをちょっとまた復活してくれないかという話をしに行ったら、もう何か予算がないからかどうかは分かりませんが、その部分はもう全く、もともと自転車のところは例えば引かないとか、なかなか警察のほうも物すごい苦慮して優先順位つけてやっているとすることは、私のほうも感じているところではございます。

#### **迫哲郎委員**

やっぱり事故件数を減らそうと思ったら、そういうところじゃないですか。やっぱりそういうところにちゃんとお金かけてくれということは強く言っていただきたい。よろしく願います。

#### **伊藤弘幸委員**

最初に吉永委員が言われたように、事故を減らすための目標というのは大事やと思います。けれどもやはり取り組んでいる皆さんの達成感というか、そういうことも大事やと思います。皆様からの、市民からの御要望、また議員から要望を言われたときに、それはもう最優先で、しっかりと県警なり、また高知市の道路維持管理等々につないでやってくれていると思うんですけど、これからもくらし・交通安全課の皆さんがそういうふう積極的にできるように取り組んでいただければ、その努力したものがやはり件数を減らすというふうに私は思っていますので、頑張ってくださいお願いします。

#### **平田文彦委員**

教育ということですが、基本的なところで、今、自転車の罰則規定は16歳以上が対象だけど、それ以前の小学生、中学生なんかも、基本の自転車は左、人は右というのが徹底されていないのが実情だと思います。

それと、最近三里では外国人の就労者がいて、自転車で左側の歩道をずっと走って行って、帰りは同じところを逆走するので、右側の歩道を走ってくるわけです。そしたら、車が出入りするときにすごく危険なところを見かけたりするんです。基本的なところをもう少しきちんと教えていくような、やっぱり教室じゃないといけないんじゃないかなと思いますので、それ

もまた含めてまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

#### 神岡俊輔委員長

ほかに質疑ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に高知市人権施策推進基本計画の見直しの取組について説明をお願いします。

#### 福富大賀人権同和・男女共同参画課長

クリップ留めで、右肩に資料1-1とあります、高知市人権施策推進基本計画見直しの取組についての資料をお願いいたします。

内容でございますが、本市の人権施策を示す計画でございます高知市人権施策推進基本計画が本年度見直し年度となっております。見直しに向けまして、昨年度は市民意識調査を実施しております。それを踏まえまして現在計画案の検討を進めておりますので、現段階におけます方向性と主な工程等を御報告させていただきたいと考えております。

この資料ですけれども、クリップを外していただきますと3つに分かれておりまして、資料の1-2が人権施策推進基本計画の見直しについての資料、1-3が昨年度実施した意識調査の概要の資料となっております。本日は、時間の都合もございまして、資料1-1のほうで御説明を申し上げます。

まず、1番、趣旨でございますが、先ほど申し上げましたとおり、現行計画が本年度末で計画期間が終了いたしますので、来年度からの新計画へと見直しをするものとなります。

次に、2番、現行の基本計画の概要について申し上げます。

現行の基本計画は、令和3年度から7年度までの5か年計画となっております。(2)の基本計画の構成としましては、下に記載してございますように、人権を尊重する市政運営など3つの人権施策の基本的な方向と、その下にございます同和问题など13の人権課題について、それぞれの取組方針と関連する事業等の取組を示すという計画となっております。

次に、資料の右側に移っていただきまして、3番、次期基本計画の方向性についてでございます。

本年度、外部審議会の意見もお伺いしながら見直しを進めているところでございますが、方向性について、詳しくは資料1-2のほうに記載をしております。その内容をかいつまんでこちらにお示しをしているものでございます。

まず、(1)の人権を取り巻く状況の変化の考慮の部分ですが、一部表がございまして、表の1行目にありますインターネットによる人権侵害や同和问题に関して、情報流通プラットフォーム対処法ができて、インターネット上の誹謗中傷などの対応が一定進んだというような状況があることや、国においてインターネットによる人権侵害が多くの人権に関わる課題横断的な人権課題とされたといった、そういった変化がございまして。

また、女性に関しては困難女性支援法の施行、障害者に関しましては障害者差別解消法の改正、最後に犯罪被害者に関しては本市における支援のための特化条例の制定の検討、そうした状況変化がございまして、それぞれを踏まえてまいりたいと考えております。

次に、(2)令和6年度の人権に関する市民の意識調査の結果の反映でございますが、詳しくは資料1-3の概要報告で御覧いただきたいと思ひますけれども、全体計画に関わる部分をこちらの表にしております。表の上段でございますが、人権に関する意識及び人権侵害の状況に関しまして、右端に行きますけれども、計画期間内に人権意識の高まりがあまり見られない状

況がございましたので、人権意識を高め、人権を擁護するための取組の強化が必要であると考えております。

次に、下段でございますが、人権が尊重される社会を実現するために今後必要だと思うものという問いの結果からは、学校での取組はもとより若年層への働きかけが重要であるというような考えでございます。

(3)その他、計画体系の見直し等につきましてですが、こちらに記載させていただいているように、計画の体系などについても今回見直しを行ってまいりたいと考えております。

以上のような方向性で新計画の検討を行っているところでございます。

最後に、4番の主な工程でございますが、表中の上段にあります次期人権施策推進基本計画の部分を御覧いただきたいと思っております。

12月に原案を作成する、それに向けまして現在作成中の段階でございます。その後、1月にパブリックコメントを行い、3月末までに次期計画を完成させたいと考えております。市議会の皆様には、12月定例会の本委員会で原案の御説明、そして3月の定例会で次期計画策定の報告を予定しております。

簡単ではございますけれども、以上のとおり次期の人権施策推進基本計画の策定の取組を進めておりますので、御報告をさせていただきます。

御説明は以上となります。

#### **神岡俊輔委員長**

ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

#### **迫哲郎委員**

資料1-1の3番(2)の、特に上のほう、人権に関する意識及び人権侵害の状況、要するに人権意識があるとか、人権侵害されたとか、そういう実際のことを意識調査しているということだと思えますけれども、人権意識があると感じる人は微減、でも実際に人権侵害されたとか、あるいはそう感じたという人も微減です。どう捉えるかですよね。隣のほうの、それでどうするのかというところに行くと、人権意識の高まりは見られない状況であるというふうになっていて、人権意識の状況がこの意識調査でちと判断できるかという微妙なところはありますけれども、そこをどういうふうに捉えるかということだと思えますけれども、そこら辺何か、ちょっと微妙な感じかなと思って、どんなふう判断されているのかなというのを聞きたいです。

#### **福富大賀人権同和・男女共同参画課長**

先ほどおっしゃっていただいたように、具体的には、資料1-2の4ページ目に基本計画の見直しに当たって考慮すべき主な事項ということで、意識調査の結果をグラフもつけて載せていただいておりますけれども、一人一人の人権が尊重されているまちであると思えますかという問いに、今回の調査では、そう思う、どちらかといえばそう思うという色つきの濃いもの、薄いものところですけど、それが少しだけ減っている。下の問4、人権が侵害された、そう感じたことがありますかについても0.3ポイントですけども減っているということで、おっしゃっていただいたように、どう考えるのかというところでございます。

右下にございますように、先ほどと同様にはなりますけれども、実際の人権侵害が増加しているという状況ではないとは思っておりますけれども、人権意識の高まりが見られている状況

でもないということで、人権意識を高め、擁護するための取組については、引き続き強化が必要であるというようなことで考えております。

その原因というところまでは、なかなかこの設問では分かりづらいところではございます。

#### **迫哲郎委員**

なかなかこの意識調査の設問の微妙なところにもよるのかなと思うんですけども、ただ高知市が13の人権課題を掲げて、共生社会の実現へという大きな目標に向かって取り組んでいくということは大事なことです。そのときに意識という部分、意識って表れたり表れなかったりするといったら語弊があるかもしれませんが、割とふわふわしたもので、実際に差別を受けたと思ったとか、そういうことも、こっちのほうも結構ある人は差別を受けたと思うけど、こっちとしてはあまり思っていなかったとかいう場合もあったりして、そのバランスかなというふうに思います。基本計画の中でそうした市民の幅広いそういう意識と実際の事象の現れを捉えたものにしていただきたいというふうに思います。それだけ申しておきます。

#### **神岡俊輔委員長**

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に高知市男女共同参画推進プラン2026の策定の取組について説明をお願いします。

#### **福富大賀人権同和・男女共同参画課長**

男女共同参画推進プランの取組について御報告させていただきます。

資料は2-1で始まるクリップ留めの資料をお願いいたします。

こちら先ほどと同様でございます。高知市男女共同参画推進プランでございますが、本年度で計画期間が満了します。次期計画の策定に向けて、昨年度市民意識調査を実施しております。現在新たなプランの策定を進めていますので、御報告をさせていただきます。

資料ですけれども、同じく3つに分かれておまして、資料2-2が市民の意識調査の概要、2-3が現行の推進プランの取組の総括という形になっております。

先ほどと同じ流れで、資料2-1のほうで御説明申し上げます。

まず、1番の趣旨については、現行計画の期間満了に伴う新プランの策定でございます。

次に、2番、現行プランである男女共同参画推進プラン2021について申し上げます。

(1)計画の性格でございますが、本プランが高知市の男女共同参画の取組を計画的に進めるための基本的な計画という位置づけでございます。

(2)計画期間は3年度から7年度までの5か年計画となっております。

(3)現行計画の全体像でございますが、全体像としましては、目指す都市像を掲げておまして、ジェンダー平等社会の実現として、下の表にございます5つの基本目標と基本目標ごとに1つから3つ、全体で11の取組の方向性を示す計画となっております。

また、(4)その他のところにありますように、数値目標を17項目設けてございまして、57事業を関連事業として実施しているところでございます。これらの事業の主な取組状況などについては、資料2-3の総括の資料のほうに記載してございますので、また後ほど御覧いただければと存じます。

次に、右側に移りまして、3番、次期プランの方向性について申し上げます。

まず、1、プラン2026策定の基本的な考え方です。

3点ございまして、1点目は、市民意識調査の結果を踏まえることとございまして。資料2-2として市民意識調査の結果を添付しております。この結果概要について、少し申し上げますと、社会全体で男女の地位が平等と感じる人の割合、これは5年前にも同じように調査をやっておりますけれども、5年前の調査からあまり変化がなかったことや、固定的な役割分担意識の解消が必要との意見が多いなどといった結果がございました。こうしたことなどを踏まえてまいりたいと考えております。2点目ですが、国及び県でもそれぞれ本年度、男女共同参画に係る基本計画を改訂いたしますので、整合を図ってまいります。3点目ですが、プラン2026では、新たにDV防止法と困難女性支援法の市町村計画として位置づけてまいります。

次に、2、次期計画に向けた主な視点でございまして、こちらは資料2-3の最終ページからの抜粋でございまして。各事項の読み上げは省略させていただきますけれども、太字の項目、固定的な役割分担意識が解消され、多様な性の在り方が尊重される社会づくり、ジェンダーに基づく暴力の根絶や生きづらさの解消に向けた基盤づくり、誰もが自分らしさを誇れる環境づくり、以上の3つの視点から内容を再整理してまいります。また、最後の太字のとおり、指標等に関する見直しも行っていくように考えております。

最後に、4番、主な工程でございまして、先ほどの人権施策推進基本計画と同様でございまして。表中の1行目、プラン2026の行にありますように、12月に原案作成、1月にパブリックコメント、3月末までに計画策定の予定です。

市議会の皆様に対しても、12月定例会での原案、3月定例会での策定報告とさせていただきますと考えております。

走り走りでございますけれども、以上のとおりプラン2026の策定の取組を進めておりますので、御報告をさせていただきます。

説明は以上になります。

#### **神岡俊輔委員長**

ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

#### **迫哲郎委員**

次期プランをつくっていくんですけども、これに併せて新たに条例をつくるのか、そういうことについては検討されていたりはしませんか。

#### **福富大賀人権同和・男女共同参画課長**

DV防止法や困難女性支援法で市町村に求められているのが計画の策定という形となっておりますので、条例までは考えておりません。

#### **神岡俊輔委員長**

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、市民協働部に対する質疑を終結します。

一旦休憩します。

〔午後2時30分休憩〕

〔午後2時32分再開〕

## 神岡俊輔委員長

再開します。

報告事項の説明を財務部に求めます。

まず、令和7年度事務事業評価結果について説明をお願いします。

## 西成英文財務部長

それでは最初に、令和7年度事務事業評価結果につきまして、財産政策課長から説明をさせていただきます。

## 吉村建太郎財産政策課長

それでは、こちらの行政評価（事務事業評価）1次評価結果の冊子の43ページ、44ページの見開きで報告をさせていただきます。

まず、この公共施設LED化推進事業につきましては、総合計画におけます施策の低炭素社会の推進に位置づけ、令和9年末に製造と輸出入が禁止される予定の蛍光灯などをLED化することによりまして省エネルギー化を行おうとするものでございます。

3、事業の目的・内容等のところを御覧いただきたいと思えます。

まず、本事業の対象につきましては、本市が所管、所有しております公共施設になりまして、実施期間といたしましては令和7年度までの国の有利な財源措置であります脱炭素化推進事業債を活用して行うこととしておりまして、その時限であります令和7年度までの2か年とさせていただきます。

その下、評価指標では1項目のみ評価指標を設定しておりまして、こちらは温室効果ガスの削減効果などから検討して、この2か年で行います選定したLED化実施予定施設の数とさせていただきます。

その具体の数値の根拠につきましては、4の事業の実績等を御覧いただきたいと思えます。この実施予定施設の選定に当たりましては、第5次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画の事務事業編の対象としております施設の中から電力使用量の多い138施設をまず優先的に抽出いたしまして、令和6年度につきましては、例えばたかじょう庁舎、そして総合あんしんセンターといった電力使用量の特に大きい施設91施設と設定をさせていただきます。業務委託の手法を採用してLED化を完了させました。

令和7年度につきましては、当初の予定では、前段で申し上げました138施設から令和6年度に終わりました91施設を除いたものに加えまして、保育園や放課後児童クラブなど約40施設を加えた施設数としておりまして、こちらに記載しております84施設で計画をしております。

なお、備考欄のほうに記載させていただいておりますけれども、令和7年度につきましては、令和7年度までの国の有利な財源を有効に活用するために、令和6年度と同じ手法でLED化が可能であり、学校やスポーツ施設といった別途対応を検討中の施設や、あとは倉庫など、常に明かりを使用しているものではなく、効果が薄い施設、こうしたところを除いた全施設を対象を広げまして、可能である112施設を対象にLED化を行う予定で現在進めているところでございます。

下段の投入コストの①事業費のところを御覧いただきたいと思えます。令和6年度につきましては、当初予算額4億円に対しまして、決算額約2億8,600万円となりまして、職員の人件費を含めたコストとして約3億100万円、そして市民1人当たりのコストが972円となりました。

次の44ページを御覧いただきたいと思えます。

5の評価指標で表せない事業成果、市民満足度等になりますけれども、2項目記載させていただいておりますが、何よりも大きいのは、やはり省エネの効果になります。環境省が示す理論値ですと、蛍光灯からLEDに交換することによりまして約3分の1の電気消費量となります。あとは実績値といたしまして、先日の分科会のほうでも少々報告させていただきましたが、令和7年3月は91施設のLED化を実施したところで約20%の減、4月は約22%の減、5月は約24%の減となっており、こちらについては照明以外にも空調なども含めた総電気量の減となっておりますので、実際に省エネルギーの効果があることが実証されております。

こうしたところから、44ページの6、所属長評価のところを御覧いただきたいですけれども、こちらの左側にあります項目、必要性、そして有効性、効率性、公平性、この大きな4項目につきまして、基本的には全て高い評価とさせていただいております。ただし、Bとさせていただいている下から3番目の項目、類似事業との統合、連携やコスト削減の可能性というところにつきましては、この事業においては設計等が伴います。例えばスポーツ施設などのLED化というのが業務委託ではなかなか厳しいということもありますので、完全な統合、連携ができるわけでもないということで、若干評価を落とさせていただいております。こうしたことから、左下にあります総合点、こちらを19.0点とさせていただきまして、令和7年度までの事業継続について妥当と評価させていただいております。

最後に、7、部局長評価の欄を御覧いただきたいと思っております。こちらにつきましても、今申し上げた所属長評価と同等の評価とさせていただきまして、事業継続が妥当という評価とさせていただいているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

#### 神岡俊輔委員長

ただいまの説明に対して質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に債権放棄について説明をお願いします。

#### 西成英文財務部長

次に、高知市債権管理条例に基づき令和6年度に放棄した債権の概要を私のほうから説明をさせていただきます。

資料は、事前にお配りしておりますA4横の1枚物になります。

高知市の未収債権の回収につきましては、平成26年度に債権管理室を設置し、各課の債権管理事務について指導・助言を行いながら債権管理の一層の適正化に取り組んできております。しかしながら、十分な徴収努力を尽くしても債務が履行されず時効期間が経過したものや、債務者が行方不明や生活保護の受給中であつたり、あるいは破産などの理由により事実上回収不能な状態にある一部債権につきましては、債権管理条例第14条各号の規定に基づきまして債権放棄を実施しております。

令和6年度に債権管理条例に基づき放棄した債権につきましては、全部で36件、金額は2,634万6,000円余りとなっております。

お手元の資料には、所管課と債権の名称、件数、金額等、債権管理条例の該当条項について記載をしております。

債権放棄につきましては、財務部の決算報告と併せまして全体の概要を御報告させていただ

いておりますが、詳細は債権放棄を実施した各部局が所管の常任委員会で報告を行っております。今回財務部の債権放棄はございませんので、詳細な説明は省略させていただき、概要としての報告をさせていただきました。

債権放棄の説明は以上となります。

#### 神岡俊輔委員長

ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

#### 高橋裕忠委員

財務部としては安易な債権放棄をしないように各部にどのような指導や、注意喚起をされているのでしょうか。

#### 島崎由紀子財務部税務長

財務部長をトップとしました収納対策推進会議というのを定期的を開いておまして、その中で各課の取組ですとか、あと今後の課題などにつきまして報告をいただいて、適宜必要な対処方法などを助言したり、それから相談に乗ったりということは随時しております。

#### 伊藤弘幸委員

3番の子育て給付課の児童手当返納金は、どういうふうな内容なのでしょうか。

#### 島崎由紀子財務部税務長

今回の債権放棄に至りました児童手当返納金につきましては、債務者とその配偶者の両方に児童手当が支給されているということが現況届において判明しまして、そのため返納という形で発生したものになっております。

#### 神岡俊輔委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、一旦休憩します。

〔午後2時43分休憩〕

〔午後2時47分再開〕

#### 神岡俊輔委員長

再開します。

次に、事務事業の見直しについて説明をお願いします。

#### 西成英丈財務部長

最後になりますが、事務事業の見直しにつきまして財務部の副部長から説明をさせていただきます。

#### 大宮剛夫財務部副部長

それでは、私のほうから事務事業見直しについて御説明いたします。

お手元に配付しております事務事業見直しについての資料の御用意をお願いいたします。

この資料は、先日の行財政改革調査特別委員会や会派説明等でお示した資料となります。

関係機関などとの協議を含めまして、また具体的な取組はこれからとなりますが、改めて事務事業見直しに至るこの背景や考え方につきまして御報告いたします。

まず、今回の事務事業見直し実施に至る背景といたしまして、基幹産業に乏しく、基礎的財源が不足していることや、また台風や集中豪雨、南海トラフ地震対策など災害対策に集中的に取り組んできた経過、また子育て支援をはじめとする社会福祉の充実にも努めてきたといったことも含めまして、公債費や扶助費が高くなり、財政の硬直化、あと厳しい財政状況が続いていること、また人口減少、少子化の進展が深刻となる中、将来の予測が困難な時代において社会情勢の変化にも柔軟に対応しながら、今だけではなく、将来の本市の状況をイメージしながら市民が安心して暮らしていけるよう努めていく必要があります。

こうした本市の状況を踏まえまして、昨年度に開催しました財政問題懇話会におきまして、委員の皆様からいただいた御意見も踏まえながら、財政健全化を図るとともに、将来に向けた持続可能な行政への転換を図るため、費用対効果や市民生活への影響を改めて検証し、ゼロベースによる事務事業の見直しを行うものでございます。

資料の1ページ目になりますが、まず見直しに当たりまして削減目標額を設定しております。考え方としましては、令和8年度当初予算編成における財源不足への対応、そしてその上で将来的に基金に頼らない財政運営を目指す必要がございますが、まずは短期的な取組として、令和7年度当初予算で財政調整基金などの繰入れが36億円、令和8年度も同様の繰入れが必要とした場合、繰入れが可能な財政調整基金が約18億であり、収支不足が見込まれる残りの18億円を改善する必要がございます。

この18億円の改善策としまして、下に幾つかお示しをしておりますが、ふるさと納税の推進やネーミングライツの活用、また今議会で御提案いたしております適正な受益者負担についても考え方を整理したことに伴います使用料・手数料の改定に伴う増額、また公債費負担につきましても、ピークを過ぎ、5億円の減額が見込まれるほか、今年度予算の減額補正等も想定した結果、事務事業の見直しとしまして残り5億円の削減が必要であると設定をしております。

事務事業の見直しに向けましては、まずはたたき台となる素案を財務部、総務部、政策企画部の3部で作成をしております。

その下の枠囲みでございますように、事業につきましては、廃止、縮小、見直し、また将来に向けた見直しの検討といった区分に分けており、現在全庁での検討を進めておりまして、今後具体的な個別事業の調整を関係機関等と行いながら、2月の当初予算査定において意思決定を行うこととしております。

次の2ページ目をお願いいたします。今回の見直しにおける考え方を整理しております。

将来に向けて持続可能な行政への転換を図るため、また全ての事業は必要性があって実施しているといったことも踏まえた上で、社会情勢の変化に合わせて内容を刷新すべき事業、受益者が極端に少ないまたは一部の団体などに限られる事業、市民生活への影響が少ないと考えられる事業、この3つの考え方に基づいて、今回見直しを進めることとしております。

具体的な見直し項目としまして、その下の表に取りまとめております。大きくは全庁一律で見直す項目と個別事業で見直す項目としております。

まず、全庁一律で見直す項目としましては、その下にあります(1)の研修や講演会の講師謝金であったり、(2)の職員出張旅費、また(6)の郵送料であったり、次のページになりますが、(7)のコピー代など、一定庁内努力による事務的経費の削減を優先して行いつつ、また(11)のイベントであったり、(12)の各種講座といった項目につきましても、関係者の皆様の御意見をお伺いし、目的や効果も検証しながら見直しを進めることとしております。

また、最後の4ページ目になりますが、個別事業につきましても、事業の目的や効果も踏まえ、それぞれ廃止や縮小、将来に向けた見直しといった区分により検討を進めることとしております。

あわせて、今回の事務事業見直しと並行しまして、業務執行体制の見直しによる会計年度任用職員の適正配置、派遣職員の廃止の検討、協議会の設置数や委員数の削減、また官公庁などからの視察における視察対応の有料化であったり、宿泊税の検討といった項目につきましても、来年度当初予算の編成また中長期的な取組として検討を進めてまいりたいと考えております。

また、今後担当部局から個別の事業について、関係者の皆様に見直しの趣旨を含め、御説明があるかと思えます。それぞれの事業の歴史や市民の皆様の思いなど、個別事情もあるかと思えますので、そういった部分につきましては丁寧な対応に努めながら検討を深めてまいります。なお、今議会で市長からも事務事業見直しを含む行財政構造改革に覚悟を持って取り組むといったことも述べられております。見直し案につきましては、議員の皆様にもなるべく早い段階でお示しすることも検討しながら進めてまいりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

#### **神岡俊輔委員長**

ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

#### **迫哲郎委員**

事務事業の見直しについて、新年度の予算編成の過程で検討していくということになるということですが、4月1日以降、例えばですけど、条例改正が必要になるような事務事業の見直しとかいうのもあるんじゃないかと思えますが、結構いきなり感があって、周知期間とかがないのではないかと思われるんですけども、その辺の考え方はどうですか。

#### **西成英文財務部長**

この時点で条例改正が必要なものが何かというのを明確に今持っておりませんが、当然ながら周知が必要になってくるような事業があれば、それはそれとしてまた個別に検討を考えないかなのかなとは思いますが、現時点で具体的には申し上げられないです。

#### **迫哲郎委員**

その個別に考えないかんとというのは、例えば条例改正周知期間を置いて、例えば4月1日からじゃなくて10月からとか、そういうこともあるという、そういう認識ですか。

#### **西成英文財務部長**

年度途中でということが出てくるものもあるかとは思いますが。

#### **伊藤弘幸委員**

3ページの12に市民講座開催事業というのがありますけど、これは総務の出前講座とは違うんですか。

#### **山脇弘道総務部長**

この市民講座というのは、公民館であるとか文化センター、かるぽーとを含めた中央公民館などなどで実施している、ふれあいセンターも含めてですけども、講師を構えて市民の皆様の御希望を募る、あかるいまちにいっぱい講座の案内が出ていると思うんですけど、ああいいう講座をイメージしてまして、その受益者負担であるとか講師謝金の在り方を検討してい

こういうところですよ。我々が特に広聴広報課で実施をしている出前講座では、職員が出向いて、地域の住民の皆さんに様々な分野でお話をさせていただくというようなことをやっていますので、そこはもともと受益者負担もいただいていないですし、職員との日程調整だけで対応している状況ですので、今回の事務事業見直しの対象にはなってございません。

#### **伊藤弘幸委員**

ということは、非常に助かります。

それと、よく年1回とか2回実施している、議員も含めた、県下一本でやる研修というか講習といったものも、また別のものですか。

#### **山脇弘道総務部長**

議員を対象とした研修会、講演会なんかは、当然市民講座という範疇にはございません。また講師派遣についても我々が自分たちの職員の研修目的で講師を呼んでいるというものではないので、そこは対象とはなってございません。御理解いただきたいと思います。

#### **高橋裕忠委員**

これ個別事業が見直されることになってきた場合は、人員配置についても見直しがされて、結局人員についても削減をしていくという方向性になるのでしょうか。

#### **山脇弘道総務部長**

当然のことながら、業務に見合った適正な人員配置というのが我々の目指すべきところでございますので、事務事業見直しの中で具体的にこういった事業を、令和7年度とか令和8年度から廃止をしていくというふうに決まれば、それに見合った業務量を算定して、その業務量に対応する人員を配置していくという作業を実施していくということになるかと思えます。

また、今年併せまして全体の業務執行体制の見直しということで取り組んでおりまして、正職員、会計年度任用職員を含めまして、本当にこの職員数が必要な業務量なのか、また会計年度任用職員についてはフルタイムで雇用をして対応する業務量なのかなども踏まえて、各所属長ヒアリングを実施した上で適正化を図ってまいりたいというふうに考えております。

#### **楠目慎一郎委員**

2ページの見直し項目の(3)なのですが、公用携帯電話廃止後、今まで行われていた通話とか通信とかの代替案ってというのは何か検討されていますか。あれば教えてください。

#### **山脇弘道総務部長**

管理職以上には、L o G oチャットというアプリが入ってしまっていて、それは市役所のほうが構えて職員にそれぞれインストールをお願いしています。それに通話機能がございますので、職員間でのやり取りというのは、間違いなくそれで対応ができるのかなというふうには考えております。この公用携帯電話の見直し項目につきましては、必ず必要である、いわゆる児童虐待だとか救急活動、その他危機管理の部分については廃止対象とはなってございませんので、御理解いただければと思います。

#### **楠目慎一郎委員**

例えば職員にまでL o G oチャットを広げるとか、そういうところの検討は現在はないという認識で合っていますか。

#### **山脇弘道総務部長**

具体的に予算が伴うものですので、必要性等を判断して、今後対応していくということになるかと思えます。

### 神岡俊輔委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、財務部に対する質疑を終結します。

一旦休憩します。

〔午後 3 時 1 分休憩〕

〔午後 3 時 10 分再開〕

### 神岡俊輔委員長

再開します。

今回審査を行った議案について討論を行います。

共産党さん、お願いします。

### 迫哲郎委員

市第168号地方自治法第244条の4第2項の規定に基づく審査請求に関する諮問議案に対する反対討論を行います。

ただいま議題となっています市第168号地方自治法第244条の4第2項の規定に基づく審査請求に関する諮問議案は、審査請求人の2つの審査請求に対して、1つを却下、もう一つを棄却するという審査庁の方針への議会の意見が問われているものです。

自治法第244条の4第3項には、議会は諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならぬとされていますが、閉会日に採決されればその議会の可否判断が議会の意見となるというものです。

論点は、2つ目の棄却をとする裁決方針とされている県外在住者の市点字図書館への利用者登録を拒否できるかどうかであります。現在の点字図書館では県外者を除く条例規則等での規定はなく、運用上、許可しない運用とされているとのことです。その点について、実際に何人から利用者登録の要望があり、過去に利用者登録した例があるかとの質疑に対して、審査庁はその点は審査の論点とならず、県外在住者の過去の利用者登録については把握できていないとの答弁でありました。この点を論点とせず、利用者登録自体を拒否することを可とする審査庁の判断がなされたことは、審査の画竜点睛を欠くものと言わなければならない。諮問議案の採決方針は不十分な判断材料の下での判断であったと言わざるを得ません。よって、諮問議案には賛成できず、反対であります。

以上、討論といたします。

### 神岡俊輔委員長

これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、市第104号議案から市第107号議案及び市第121号議案の計5件について一括して採決いたします。

以上5議案について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、市第104号議案外4件は原案のとおり可決することに決しま

した。

次に、市第168号地方自治法第244条の4第2項の規定に基づく審査請求に関する諮問議案について、本件審査請求に係る裁決案に異議なき旨答申することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、市第168号議案は同裁決案に異議なき旨答申することに決定いたしました。

閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

委員会条例第40条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、各事件について閉会中もなお継続して調査したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため、委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し、委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

続きまして、本年度の委員会視察については、10月29日から30日の日程で奈良県広域消防組合と兵庫県神戸市に対して実施いたしますので御報告いたします。

最後に、委員長報告については、委員長に一任でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのようにいたします。

以上で総務常任委員会を閉会いたします。

〔午後3時15分閉会〕